

イギリス (UNITED KINGDOM)

面積 : 243, 610 km² 人口 : 6, 270 万人 (2011 年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

イギリスはイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地方政府(Nation)から構成された国(State)であり、それぞれに独立性が高い。スポーツ政策は文化・メディア・スポーツ省(Department of Culture, Media and Sport: DCMS)が所管するが、具体的な政策は地方政府ごとに設けられているスポーツカウンシル(Sports Council)が推進する。こうした背景には、アーツ(芸術)カウンシル(Arts Council: 1945年に設立され、イギリスの文化政策を担っている。現在はスポーツと同様に上記の4つの地方政府にそれぞれのカウンシルをもつ。)、田園委員会(Countryside Commission: 1949年の国立公園と田園への接近法によって設立された。国立公園や田園へのレクリエーション的な関わりと農地保護などを検討する)などと並んで1940~70年代に普及したネオ・コーポラティズム(政府と企業そして労働組合あるいは民間組織、住民組織との連携のもとに政策の作成、推進を意図する政治体制)の影響がある。

ここでは主にイングランドにおけるスポーツ動向について報告する。イングランドは近代スポーツの発祥地であるというプライドがイングランドのナショナリズムとして強く定着している。1960年代以降、西欧・北欧の福祉国家を中心にスポーツ・フォー・オール(生涯スポーツ)が展開された。また、アマチュアリズムの発祥地でもあり、政府のスポーツへの介入を控える傾向が強く、スポーツ・フォー・オールへの参入が遅れたが、1970年代以降になって他の西欧、北欧諸国に追いついた。

多民族地域での融合政策の逼迫化、1980年代以降の福祉軽視や格差拡大による地域の不安定化、国民の肥満化、上昇する医療費問題は、大きな政治的課題となっており、2000年代に入って地域的貧困問題は「ソーシャル・インクルージョン」政策(貧困により社会的に排除された人々を地域再生政策で再統合する政策)で対応する事になったが、地域のスポーツ政策はまさにその中心的な役割を担うことになった。また、国民の肥満化対策や上昇する医療費対策も喫緊の課題である。

2000年代以降、これらの政治的課題の克服の一環として「世界一のスポーツ立国」政策を提起し、「子どもスポーツ」「地域スポーツ」「エリートスポーツ」、そして「障害者スポーツ」なども含めて、国民全体へのスポーツの普及において世界最高水準を目指している。そのためスポーツ現場と連携して、施設の確保、指導者の養成、それらの推進のための予算の保証など、綿密に政策を立てている。そして2012年のロンドンオリンピック開催へ向けて、スポーツの大衆的普及とエリートスポーツの振興は、オリンピック・レガシー(オリンピックの開催によってその都市や国に残される遺産)の一環に組み込まれ、一層の活気をもって推進されている。

一方で、2010年6月に誕生したキャメロン保守党は大幅な緊縮財政を断行しつつあり、2012年のオリンピック経費を除き、大幅な削減がされようとしている。1996年に分離したUKスポーツ(UK Sport)とスポーツイングランド(Sport England)が再び合体させられる動向も出てきており、それらの削減がどの程度進むのか、懸念が広がっている。

(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

スポーツイングランド (Sport England) が 2010 年に行ったアクティブピープルサーベイ 4 (Active People Survey 4) によると、イングランドの成人 (16 歳以上) の 21.8% (917 万人) が、「週に 3 回、30 分以上、中程度のスポーツおよびレクリエーション」を行っている。

同調査のスポーツのみの実施者に注目すると、イングランドの成人 (16 歳以上) で、過去 4 週間において、スポーツをまったく行わなかった「非実施者」は 57.5% であり、42.5% の者は何らかのスポーツを実施していた。実施者のうち、「週 3 回、30 分以上、中程度のレベル」で実施している者が 16.5%、693 万人であった (図表 E-1)。年齢別にみると、16 歳から 34 歳の実施が最も多く 26.2% (340 万人)、性別では、男性が 20.3% で女性 (12.8%) を上回っている。

図表 E-1 イングランドのスポーツ実施率の年次推移 (16 歳以上)

| 実施基準 | 2008 | 2009 | 2010 |
|--|------|------|------|
| 週3回(過去4週間において12回、1回あたり少なくとも30分、中程度で実施) | 16.4 | 16.6 | 16.5 |
| 週3回未満(過去4週間において1~11回、1回あたり少なくとも30分、中程度で実施) | 26.5 | 26.3 | 26.0 |
| 非実施(過去4週間において0回) | 57.0 | 57.1 | 57.5 |

出典：アクティブピープルサーベイ 4 (2010) より作成

過去 4 週間に少なくとも 1 回はスポーツを行った者が主に実施した種目は、1 位「水泳」12.9%、2 位「サイクリング」9.0%、3 位「サッカー」7.3% であった (図表 E-2)。

図表 E-2 イングランドの実施スポーツ種目 (16 歳以上、上位 5 種目、2010)

| 順位 | 種目 | 実施率 (%) |
|----|-------------------|---------|
| 1 | 水泳 | 12.9 |
| 2 | サイクリング(中程度、30分以上) | 9.0 |
| 3 | サッカー | 7.3 |
| 4 | 陸上競技 | 6.6 |
| 5 | ゴルフ | 3.4 |

※過去 4 週間に少なくとも 1 回は運動・スポーツを行った者が実施した種目

出典：アクティブピープルサーベイ 4 (2010) より作成

2) スポーツクラブ加入状況

アクティブピープルサーベイ 4 (2010) によると、スポーツクラブに加入している者は 1,004 万人であり、成人人口の 23.9% にあたる。2008 年の調査では 1,024 万人 (24.7%)、2009 年では 1,007 万人 (24.1%) と、年々その数は減少傾向にある。

地域スポーツクラブの数はイングランドで 106 万クラブ (2002 年調査)、スコットランドで 1 万 3 千クラブ、ウェールズで 3 千 800 クラブ以上などとなっている。イングランドのスポーツクラブの総会員数は 800 万人で、1 クラブに平均で約 80 人が所属している。イングランドで最も会員数が多いクラブはサッカー (250 万人) で、以下、ゴルフ、体操、ローンボウルズ、クリケットなどが続く。また、スポーツクラブに所属せずに、自ら運動・スポーツ (ウォーキングを除く) に親しむ愛好者は 1,120 万人と推計されている。

2. 国内のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

1) 文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport : DCMS)

中央政府のスポーツ担当省は文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport : DCMS) であり、その他、イギリスのスポーツ行政は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地方政府のスポーツ担当部局、そして UK スポーツ (UK Sport) やスポーツイングランド (Sport England) に代表されるスポーツに関する非省庁公的機関※、地方自治体のスポーツ担当部局によって担われている。こうしたスポーツ行政機関が、さまざまな民間のスポーツ組織と協働しながら、スポーツ政策を展開している。

※非省庁公的機関とは、政府の担当省庁に管轄される政府機関ではない独立した行政機関である。

文化・メディア・スポーツ省は、1997 年の労働党ブレア政権誕生に伴って設立され、現在、芸術、放送、創造産業、歴史的景観の保護、図書館、博物館、観光、国営宝くじ (National Lottery) の運営、ギャンブル、スポーツなど、さまざまな政策分野を担当している。また、同省は 2012 年に開催されるロンドンオリンピック・パラリンピックの担当省でもある。職員数 (2009 年度) は、常勤換算 (パートの人員を常勤に換算する) で、495 人となっている (図表 E-3)。

なお、イギリスにおけるスポーツ担当省は教育科学省 (Department of Education and Science: 1965 年度)、住宅・地方自治省 (Department of Housing and Local Government: 1969 年度)、環境省 (Department of Environment: 1970 年度)、教育科学省 (Department of Education and Science: 1989 年度)、国民遺産省 (Department of National Heritage: 1992 年度) と移り変わり、現在の文化・メディア・スポーツ省に至る。

図表 E-3 文化・メディア・スポーツ省の職員数 (2009)

| 目的 | 合計 | 常勤職員数 | その他 | 大臣職 | 特別アドバイザー |
|---------------|------------|------------|------------|----------|----------|
| DSO1 | 231 | 188 | 39 | 2 | 2 |
| DSO2 | 148 | 117 | 31 | - | - |
| DSO3 | 39 | 32 | 7 | - | - |
| DSO4 | 201 | 157 | 43 | 1 | - |
| 資本計画に従事するスタッフ | 1 | - | 1 | - | - |
| 合計 | 620 | 494 | 121 | 3 | 2 |
| そのうち省内の中核 | 495 | 383 | 107 | 3 | 2 |

注 1: 太字になっている「合計」の数字は DCMS と王立公園管理団体 (The Royal Parks Agency) の合計である。

注 2: この数字は常勤換算で算出したものである。

注 3: DSO (Department Strategic Objectives) とは、DCMS が省として目指すべき目標である
各 DSO は以下のようにしている。

- DSO1: 文化・メディア・スポーツの喜びをより広めることを奨励する
- DSO2: 文化・メディア・スポーツにおけるタレントや卓越を支援する
- DSO3: 文化・メディア・スポーツ部門における経済的利益を実現する
- DSO4: オリンピックと若者スポーツ

出典: 文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) (2010) より作成

文化・メディア・スポーツ省のスポーツ局は、外部の有識者などの特別アドバイザーからスポーツ政策に関する助言を得ながら、UK スポーツ、スポーツイングランド、UK アンチドーピング (UK Anti-Doping) などの非省庁公的機関と連携し、政策を展開している。主な役割はイギリスのスポーツ政策を総合調整することであり、実質的なスポーツ政策の立案・実施は、UK スポーツやスポーツイングランドなどの非省庁公的機関が担っている。また、学校体育・学校スポーツの担当省である教育省

Department for Education (2010年4月までは、子ども・学校・家庭省 (Department for Children, Schools and Families が担当) や健康のための身体活動を担当する健康省 (Department of Health) など、関連省庁との連携を図っている。

2) 非省庁公的機関 (スポーツカOUNシル : Sports Council)

①UK スポーツ (UK Sport)

UK スポーツは1997年にロイヤルチャーター (Royal Charter : 国王から承諾された特許状) を得て設立された非省庁公的機関であり、イギリスにおけるエリートスポーツ政策を担っている。UK スポーツの本部はロンドンにあり、およそ90人のスタッフが働いている。

UK スポーツの前身は1972年に創設されたスポーツカOUNシル (Sports Council) である。スポーツカOUNシルもまたロイヤルチャーターを得て誕生した非省庁公的機関であり、その設立以来、政府に代わりイギリスのスポーツ政策の策定・展開において中心的な役割を担ってきた。スポーツカOUNシルは、1) イングランドという地方政府 (Nation) におけるスポーツ・フォー・オール政策の推進、2) オリンピック代表選手の強化等にもみられる、イギリス全体におけるエリートスポーツ政策の展開、をその主な任務とし、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地方政府にはそれぞれの地方政府を担当するスポーツカOUNシルが同時期に設立された。

1990年代になると、より体系的なエリート選手の育成・強化が目指されるようになり、従来のスポーツカOUNシルは1996年にイギリス・スポーツカOUNシル (UK Sports Council) とイングランド・スポーツカOUNシル (English Sports Council) に分離され、スコットランド・スポーツカOUNシル (Scottish Sports Council)、ウェールズ・スポーツカOUNシル (Sports Council for Wales)、北アイルランド・スポーツカOUNシル (Sports Council for Northern Ireland) と合わせ5つのスポーツカOUNシルが存在するようになった。この段階において、イギリス・スポーツカOUNシルはエリート選手の強化・育成に専念するようになり、4つの地方政府のスポーツカOUNシルは各地方政府におけるスポーツ普及に特化することとなった。その後、各スポーツカOUNシルはUK スポーツ、スポーツイングランド (Sport England)、スポーツスコットランド (Sport Scotland)、スポーツウェールズ (Sport Wales) スポーツ北アイルランド (Sport Northern Ireland) と改称した (UK スポーツ以外のスポーツカOUNシルについてはI-2) ②で詳述)。

現在のUK スポーツの主な任務は、公的資金 (国庫・国営宝くじ) を各スポーツ競技団体に分配し、エリート選手の強化・育成を行うことにある。

②UK アンチドーピング (UK Anti-Doping)

UK アンチドーピングは2009年12月に設立された非省庁公的機関であり、世界ドーピング防止機構 (World Anti-Doping Agency : WADA) が設定した基準に基づきながら、イギリスにおけるアンチドーピング政策を担当している。UK アンチドーピングはUK スポーツの一組織として位置付けられており、32人の専属スタッフと、UK スポーツからの出向職員20人によって運営されている。

(2) 地方組織

1) 地方政府（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）のスポーツ担当部局

冒頭にも述べたように、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドはそれぞれが地方政府（Nation）であると同時に、国（State）の中においては、地方と位置付けられる。

①スコットランド行政府（The Scottish Government）

スコットランド行政府におけるスポーツ担当部局は、平等とスポーツ庁（Equalities and Sport Directorate）である。平等とスポーツ庁は、非省庁公的機関であるスポーツスコットランド（Sport Scotland）と連携しながら、スポーツ参加の促進、エリートレベルにおけるパフォーマンスの改善などに取り組んでいる。

②ウェールズ行政府（Welsh Assembly Government）

ウェールズ行政府におけるスポーツ担当部局は遺産省（Department of Heritage）である。この省は、すべての人々に芸術、文化、スポーツ、観光、歴史的景観を楽しむ機会を提供することを目的としており、スポーツに関しては、スポーツ・身体活動への参加を奨励している。具体的な政策の作成、展開については、非省庁公的機関であるスポーツウェールズ（Sport Wales）が担っている。

③北アイルランド行政府（Northern Ireland Executive）

北アイルランド行政府におけるスポーツ担当部局は文化・芸術・レジャー省（Department of Culture, Arts and Leisure）である。この省は、北アイルランドにおけるスポーツ政策をリードする非省庁公的機関であるスポーツ北アイルランド（Sport Northern Ireland）の運営に対して責任をもつ。

2) 非省庁公的機関（スポーツカウンスル）

①スポーツイングランド（Sport England）

スポーツイングランドは文化・メディア・スポーツ省（DCMS）との契約関係のもとで、イングランドにおける草の根スポーツの振興と、タレント育成のための「経路（pathway）」の構築を目指している。また、「1993年国営宝くじ等に関する法律（the National Lottery etc Act）」（「1998年の国営宝くじに関する法律（National Lottery Act）」により改正）に基づき、イングランドにおける国営宝くじからの助成金を分配する役割も担っている。本部はロンドンに置かれており、ベドフォード（Bedford）、ラフバラ（Loughborough）、ロンドン（London）、ダラム（Durham）、マンチェスター（Manchester）、ビシャム・アビー・マーロー（Bisham Abbey Marlow）、クルーカーン（Crewkerne）、バーミンガム（Birmingham）、リーズ（Leeds）の9都市に地方支部（local offices）がある。スタッフはおよそ240人とみられる。

②スポーツスコットランド（Sport Scotland）

スポーツスコットランド（Sport Scotland）とは、スコットランドのスポーツ政策を担当する非省庁公的機関である「スコットランド・スポーツカウンスル（the Scottish Sports Council）」の通称であり、本部はグラスゴー（Glasgow）にある。また、スポーツスコットランドの関連機関としては、スポーツスコットランドスポーツ研究所（Sport Scotland Institute of Sport）がスターリング（Stirling）に存在する。スコットランド政府に対してスポーツ政策に関する助言を行うとともに、その政策の実施を支援すること、国営宝くじからの助成金を分配する役割等を担っている。

③スポーツウェールズ (Sport Wales)

1972年2月にロイヤルチャーター (Royal Charter : 国王から承諾された特許状) を得て誕生した非省庁公的機関であり、その正式名称はウェールズ・スポーツカウンシル (Sports Council for Wales) である。その本部はカーディフ (Cardiff) にある。スポーツウェールズは、ウェールズ行政府に対してスポーツ政策に関する助言を行うとともに、ウェールズの国営宝くじからの助成金の分配等を行っている。

④スポーツ北アイルランド (Sport Northern Ireland)

スポーツ北アイルランド (Sport Northern Ireland) とは、北アイルランドにおけるスポーツ政策を担当する非省庁公的機関である「北アイルランド・スポーツカウンシル (Sports Council for Northern Ireland)」の通称であり、この機関は1973年に北アイルランドの1973年のレクリエーションと若者サービスに関する法律 (the Recreation and Youth Service (Northern Ireland) Order) 第3条 (Article 3) に基づいて設立され、ベルファスト (Belfast) に本部が置かれている。また、トリーモア国立屋外センター (Tollymore National Outdoor Centre) とアルスター大学 (University of Ulster) にある「北アイルランドスポーツ研究所 (Sport Institute Northern Ireland)」の運営も行っている。文化・芸術・レジャー省 (The Department of Culture, Arts and Leisure) とのパートナーシップのもと、スポーツ政策を展開すること、北アイルランドにおける国営宝くじからの助成金を分配する役割等を担っている。

3) 地方自治体

①地方自治体におけるスポーツ担当部局

各地方自治体 (州・郡など) には、レクリエーション局 (Recreation Department) やレジャー局 (Leisure Department) といった名称の部局が存在することが多く、その部局が地域においてスポーツ教室の開催などを通じてスポーツ・身体活動の普及に取り組んでいる。

②公共スポーツ施設の運営管理

イギリスの公共スポーツ施設の多くは、1970年代になって、各地方自治体によって建設された。公共スポーツ施設は当初、各自治体のレクリエーション局 (Recreation Department) やレジャー局 (Leisure Department) などのスポーツ担当部局によって直接運営されていたが、保守党サッチャー政権のもと、1988年に強制競争入札制度 (Compulsory Competitive Tendering : CCT) が導入され、1989年にはスポーツ・レジャー施設に対する競争入札条例 (Competition in Sports and Leisure Facilities) の施行により、公共スポーツ・レジャー施設も当該制度の対象となった。だが、実際は公共スポーツ施設の運営・管理に関する契約の多くを自治体の直接サービス組織 (Direct Service Organisation) が落札し、また、当該制度はコスト面を優先しがちで必ずしもサービスの質を担保することができず、公共サービスの質の低下が問題視されるケースも数多く存在した。

こうしたCCTの問題点を踏まえ、2000年にはブレア労働党政権のもとで、新たな制度である「ベストバリュー (Best Value : 公共と民間・ボランティアセクターが連携し、効率的・経済的・効果的な政策を提供する制度)」が施行された。この制度のもとでは、各自治体は「自治体による直営」、「トラスト (trust : 振興事業団)、民間企業との契約による施設運営」など、公共サービスの提供方法を再考する必要に迫られる一方で、施設運営の効率性とともな施設で提供されるサービスの質もまた重視されるようになった。このベストバリューは2002年になって、公共サービスの提供に対してより包括的な評価を行う包括的業績評価制度 (Comprehensive Performance Assessment : CPA) へと発展している。

③カウティスポーツパートナーシップ (County Sports Partnership: CSP)

イングランドの各県 (county) において形成された、スポーツ政策に関係する諸組織のネットワークである。現在 49 のカウティスポーツパートナーシップが存在し、地方自治体、各種目の国内統括団体、地域のクラブ、学校スポーツパートナーシップ (School Sport Partnership)、プライマリーケアトラスト (Primary Care Trust : イギリスの国民医療事業のおもに初期治療を担当する) 等によって構成されている。

カウティスポーツパートナーシップは、スポーツイングランドやスポーツコーチ UK などから助成金を得ながら、各地域におけるスポーツの普及や指導者育成に対して主導的な役割を果たしている。さらに、各自治体レベルにおいて、地域のスポーツ政策関係団体の集まりであるコミュニティスポーツ・身体活動ネットワーク (Community Sports and Physical Activity Network : CSPAN) の育成を推進している。

(3) その他

1) スポーツ・レクリエーション同盟 (Sport and Recreation Alliance)

イギリスにおける民間のスポーツ・レクリエーション組織を代表する組織であり、300 を超える国内のスポーツ・レクリエーション組織が加盟している。スポーツ・レクリエーション同盟の前身は、英国スポーツ・レクリエーション中央協議会 (Central Council of Physical Recreation : CCPR) である。

現在、スポーツ・レクリエーション同盟は地域のスポーツクラブに対する支援やその現状に関する調査、2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピックに関するキャンペーン、イギリスへのスポーツイベントの誘致活動などを行っている。

2) 英国オリンピック協会 (British Olympic Association: BOA)

イギリスにおける国内オリンピック委員会である。同協会は夏季 26 種目、冬季 7 種目、合計 33 のオリンピック種目の国内統括団体を中心に構成されている。同協会の主要な役割としては、イギリスにおけるオリンピックムーブメントの普及と、オリンピックに派遣するイギリス代表チームの編成があげられる。

3) ユーススポーツトラスト (Youth Sport Trust)

1994 年に誕生した登録チャリティ団体 (registered charity: チャリティ委員会に登録された団体。公的援助や免税などの優遇措置がある。) である。政府に対する政策提言を行うとともに、政策の実行を担うことで、「体育・学校スポーツを通じた若者のスポーツ参加促進」政策において中心的な役割を果たしている。(詳細は「Ⅲ.1. (3)」参照)

4) スポーツコーチ UK (Sport Coach UK)

リーズ市に本拠を置く登録チャリティ団体 (registered charity) であり、イギリスにおける指導者育成システムの構築を主導している団体である。その前身は 1983 年にスポーツカウンスルによって設立された英国コーチング財団 (National Coaching Foundation) である。設立当初、同財団はスポーツカウンスルの一機関であったが、1987 年には登録チャリティとして独立した。(詳細は、Ⅲ-1-(3) 参照)

5) スポーツ・レジャー政策研究所 (Institute of Sport and Leisure Policy)

ラフバラ大学 (Loughborough University) にあるこの研究所は、スポーツカウンスル (当時) から

の5年間の資金をもとに1990年に設立された研究所であり、1997年に現在の名称となった。当研究所の現在の研究テーマは、スポーツ・レジャー政策の比較研究・超国家的研究(Comparative and Transnational Sport and Leisure Policy)、スポーツにおけるマネジメントと政策評価(Management and Policy Evaluation in Sport)、オリンピック研究(Olympic Studies and Research)の3つである。また、当研究所は、公共団体(欧州委員会、欧州会議、スポーツカウンシル、地方自治体)、ボランティア組織(国際オリンピック委員会、国内統括団体)に対するコンサルタント業も行っている。

6) 英国オリンピック研究調査センター (Centre for Olympic Studies and Research)

ラフバラ大学(Loughborough University)と英国オリンピック財団(British Olympic Foundation)の共同プロジェクトとして、2004年7月に設立された。その本拠地はラフバラ大学にあり、各国のオリンピック研究所と連携を取りながら、オリンピズム、オリンピック競技会、オリンピックムーブメントなどに関する研究を行っている。

7) スポーツ産業研究センター (Sport Industry Research Centre)

シェフィールド・ハラム大学(Sheffield Hallam University)にある研究センターであり、1996年に設立された。当研究センターはスポーツイングランドの「スポーツ経済学」に関する共同センターとなっている。当研究センターの中核的な研究テーマとしては、スポーツ経済学、スポーツ参加、大規模イベント、エリートスポーツ、ボランティア、パフォーマンスマネジメントなどがあげられている。

3. スポーツ振興関連法令

スポーツに関する主な法律としては、以下のものがあげられる。なお、イギリスでは、多くの法令はイギリス全土で施行されているが、国(State)を構成する一部の地域のみで適用されている法令や、一部の地域のみ適用されていない法令などもある。

(1) 1998年人権法 (Human Rights Act 1998)

イギリスは、わが国の日本国憲法のような文章の形式で存在する成文の憲法典をもたない国である。古くは13世紀に作られたマグナ・カルタに始まり、「権利章典」「権利請願」などの封建的文書・制定法などがイギリス憲法の法源となっている。そして、イギリス憲法における人権保障は、1998年人権法 (Human Rights Act 1998) の制定によって、大きく変容することとなった。同法は、文章の形式で存在する人権章典をもたなかったイギリスにおいて、1953年に発効したヨーロッパ人権条約の内容を、文章の形式として存在する成文法として取り入れた法律である。同法には次のようなスポーツに関する規定が定められている。

- ①6条1項: 「公的機関」がヨーロッパ人権条約の権利に反して行動することは違法であるとする。イギリスの裁判所はこれまでスポーツ団体を「純粋な (genuine)」公的機関であるとみなしてこなかったため、スポーツ団体にこの規定は適用されない。
- ②6条3項: 本条でいう「公的機関」を (a) 「裁判所および審判所」並びに (b) 「その職務が公的性質の職務であるあらゆる人」であるとし、後者のいわゆる「準公的 (quasi-public) 機関」にも同法の要件を満たすよう要求している。国内統括団体が本項 (b) の「準公的機関」に該当する場合でも、人権法で適用されるのは公的行為に限られ、私的な行為には適用されない (6条5項)。

イギリスの国内統括団体は、団体ごとに「公的」「私的」の性質には違いがある。どのような機能を有する団体が6条3項 (b) の規定によれば「準公的機関」として認定されるか、その団体によるどのような決定が、違法として司法審査 (judicial review) の対象となりうるかが同法制定当初は解釈上の課題となっていたが、現在は、どの団体の決定も司法審査の対象とはならないとされている。

また、同項 (a) により、制定法が規律しないコモン・ロー (慣習法・判例法) の領域において私人間で争われる純粋に私的な紛争についても裁判所が当該事件の判決に際して行う法解釈において、条約上の権利に適合するように解釈することが要請されることとなる。さらに、同法2条1項 (a) で、裁判所がヨーロッパ人権条約上の権利に関連して生じた問題に判決を下す場合にはヨーロッパ人権裁判所の判例を考慮するよう求めていることを併せて考えると、スポーツ分野における私人間の紛争についても、ヨーロッパ人権条約上の権利に適合するような解釈が求められることとなる。

その他、同法のスポーツに関する条文としては、第4条 (奴隷および強制労働の禁止)、第6条 (公平かつ公開の聴聞)、第8条 (プライバシーの尊重の権利)、第10条 (表現の自由) があげられる。

(2) スポーツ競技場の安全に関する法律 (Safety of Sports Grounds Act 1975)

スポーツ施設の防火・安全に関する法律 (The Fire Safety and Safety of Places of Sport Act 1987)

これら2つの法律は、スポーツ競技場・イベントについての建築基準など安全上の基準について定めた法律である。

(3) サッカー観戦者に関する法律 (Football Spectators Act 1989)

同法は、「フーリガン」対策として、正式会員として認可を受けた者に対してフットボールの観戦を許可するメンバーシップ制度や、「フーリガン」の疑いのある者が特定の試合開催日に海外へ渡航することを禁止することなどを内容とする。

その他、サッカーの試合において、観衆が人種差別的なシュプレヒコールをすることなどを禁止することを定めた法律や、フーリガン対策のために罰則を強化した法律などがある。

- ・ **サッカー観戦犯罪規制に関する法律 (Football (Offences) Act 1991)**
- ・ **サッカー観戦犯罪・無秩序規制に関する法律 (Football (Offences and Disorder) Act 1999)**
- ・ **サッカーの騒動に関する法律 (2002年改正) Football (Disorder) (Amendment) Act 2002**
- ・ **スポーツイベントにおけるアルコール等の規制に関する法律 (1992年修正) (Sporting Events (Control of Alcohol etc.) (Amendment) Act 1992)**

(4) 青少年活動センターに関する法律 (Activity Centres (Young Persons' Safety) Act 1995)

18歳以下の子どもや青年が冒険的な活動に従事するためのセンターと運営者の規則を定めた法律。

(5) 国営宝くじに関する法律 (National Lottery Act 1998)

社会貢献費の16.67%がスポーツに配分されることが盛り込まれている法律。

(6) 狩猟法 (Hunting Act 2004)

キツネ狩りなどの狩猟を禁止する法律。

(7) 競馬およびオリンピックくじ法 (Horserace Betting and Olympic Lottery Act 2004)

競馬の運営体制の変更と、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピック開催のために、国営宝くじの一部として、オリンピックくじを発行できることを定めた法律。

(8) ロンドンオリンピックおよびパラリンピックに関する法律 (London Olympic and Paralympic Games Act 2006)

同法は、2012年開催のロンドンオリンピック・パラリンピックが組織されることに関する法的な枠組みを定める法律。また、同法では、ロンドンオリンピック組織委員会 (London Organising Committee of the Olympic Games : LOCOG) や英国オリンピック委員会 (British Olympic Association : BOA) が所有する同オリンピックに関する商業権を保護する規定などが定められている。

(9) 子ども法 (Children Act 1989)

スポーツ指導者に関する法の中で近年重要な位置を占めるのが、チャイルド・プロテクション (Child Protection) に関する法である。チャイルド・プロテクションとは、1989年子ども法 (Children Act 1989) などの制定法によって親などによる虐待から子どもを保護する制度であり、この考え方は、スポーツ分野にも導入されてきた。

そして、イギリス政府から資金を提供されているすべてのスポーツ団体にチャイルド・プロテクションの制度を導入するため、子ども虐待防止の専門機関である全国子ども虐待防止協会 (National Society for the Prevention of Cruelty to Children : NSPCC) とスポーツイングランドが共同で、スポーツにおける子ども保護局 (Child Protection in Sport Unit : CPSU) を2001年に設立した。

同局は、子どもや青年のための安全なスポーツ環境を創造し危害から守ることなどのために、スポーツにおけるチャイルド・プロテクションの基準として2002年にスポーツにおける子どもを保護する

ための基準(第2版) (Standards for Safeguarding and Protecting Children in Sport, 2nd version) を策定した。同ガイドラインは、スポーツ団体のガイドラインの基準となっており、次のような国内法規等に基づいている。

- ① 1984・1998年 データ保護法 (The Data Protection Act 1984, 1998)
- ② 1989年 子ども法 (Children Act 1989)
- ③ 1998年 人権法 (Human Rights Act 1998)
- ④ 1999年 子ども保護法 (The Protection of Children Act 1999)
- ⑤ 2000年 性犯罪(改正)法 (Sexual Offences [Amendments] Act 2000)
- ⑥ 2000年 刑事裁判及び裁判所サービス法
(Criminal Justice and Court Services Act 2000)
- ⑦ 2003年 性犯罪法 (Sexual Offences Act 2003)
- ⑧ 2004年 子ども法 (Children Act 2004)
- ⑨ 2004年 Every Child Matters: Change for Children (2004), Department for Education and Skills.

(10) 放送法 (Broadcasting Act 1996)

オリンピックやサッカーワールドカップ決勝トーナメントなどのスポーツイベントを含めた特別指定行事について、独立テレビジョン委員会 (Independent Television Committee : ITC) の同意なしに独占的なライブ放送をしてはならないことなどが定められた法律。

(11) 放送通信法 (Communications Act 2003)

同法に基づき独立テレビジョン委員会に代わる機関として放送通信庁 (Office of Communications : OFCOM) が設立され、法律および同庁による規則 (Television Broadcasting Regulations 2000/54) により、オリンピックやワールドカップなどのスポーツイベントを含めた「特別指定行事」の放送について、国民の誰もが無料で視聴できるようにするためのユニバーサル・アクセスの制度が定められている。なお、ユニバーサル・アクセスの仕組みについては、欧州連合 (EU) 「国境のないテレビ指令」 (97/36/EC) において、欧州連合諸国共通に適用される基準が示されている。

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) 全体の支出とスポーツに関する支出の予算推移については以下の図表 E-4 のとおりである。2005年のオリンピック招致決定以降、スポーツ関連予算が大きく伸びていることが伺える。2004年度の1億3,281万5,000ポンド (約172億6,500万円) から2008年度には8億1,093万4,000ポンド (約1,054億2,100万円) と6倍化した。また全体予算に占める割合も3.45%から2007年度以降は11%を超えている。

なお、直近の2010年度の予算は国家予算が6,970億ポンド (約90兆6,100億円)、文化・メディア・スポーツ省全体の予算が51億5,921万7,000ポンド (約6,706億9,800万円) であり、そのうちスポーツに関する予算は5億7,666万1,000ポンド (約749億6,500万円) で、全体予算の11.18%である (DCMS, 2010: HM Treasury, 2010)。

※1 ポンド=130円で換算

図表 E-4 文化・メディア・スポーツ省の予算とスポーツ関連予算の年次推移(2004-2010) (単位:千ポンド)

| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①スポーツ 関連予算 | 132,815 | 147,218 | 273,792 | 544,681 | 810,934 | 611,373 | 576,661 |
| ②DCMS 全体予算 | 3,854,100 | 4,158,287 | 4,504,087 | 4,950,170 | 5,099,681 | 5,139,003 | 5,159,217 |
| ①/② (%) | 3.45 | 3.54 | 6.08 | 11.00 | 15.90 | 11.77 | 11.18 |

出典：文化・メディア・スポーツ省（2010）より作成

UK スポーツからの国内統括団体に対する補助額（夏季オリンピック種目）は28競技全種目で2000年のシドニー期の5,890万ポンドからアテネ期の7,000万ポンド、そして北京期2億3,510万ポンド（約305億円）へ急増した（図表 E-5）。これは2005年に2012年のロンドン大会開催が決定したことから、イギリスの選手強化策が加速したからである。2012年のロンドン期は、2億6,404万ポンド（約343億円）を計上する予定である。

図表 E-5 UK スポーツからの国内統括団体に対する補助額（夏季オリンピック種目）

| スポーツ種目名 | シドニーオリンピック期 | アテネオリンピック期 | 北京オリンピック期 | ロンドンオリンピック期 |
|---------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| アーチェリー | n/a | 800,000 | 2,834,000 | 4,408,000 |
| 陸上 | 10,600,000 | 11,400,000 | 26,513,000 | 25,073,000 |
| バドミントン | n/a** | n/a** | 8,759,000 | 7,428,900 |
| バスケットボール | n/a | n/a | 3,694,000 | 8,575,000 |
| ボクシング | n/a** | n/a** | 5,005,000 | 9,542,400 |
| カヌー | 4,500,000 | 4,700,000 | 13,622,000 | 16,161,700 |
| 自転車 | 5,400,000 | 8,600,000 | 22,151,000 | 26,390,300 |
| 飛び込み | 900,000 | 1,400,000 | 5,873,000 | 6,523,700 |
| 乗馬 | 3,000,000 | 4,400,000 | 11,727,000 | 13,382,100 |
| フェンシング | n/a | n/a | 3,074,000 | 2,519,335 |
| 体操 | 5,900,000 | 4,100,000 | 9,036,000 | 10,752,600 |
| ハンドボール | n/a | n/a | 2,986,000 | 2,896,721 |
| ホッケー | n/a** | n/a** | 9,882,000 | 14,981,200 |
| 柔道 | 3,900,000 | 4,100,000 | 6,947,000 | 7,484,100 |
| 近代五種 | 1,100,000 | 2,000,000 | 5,920,000 | 6,284,800 |
| ボート | 9,600,000 | 10,600,000 | 26,042,000 | 27,240,700 |
| ヨット | 5,100,000 | 7,600,000 | 22,292,000 | 22,926,600 |
| 射撃 | n/a | 1,400,000 | 5,056,000 | 2,450,866 |
| 水泳 | 6,900,000 | 6,400,000 | 20,659,000 | 25,096,600 |
| シンクロナイズドスイミング | n/a | n/a | 1,648,000 | 3,389,300 |
| 卓球 | n/a** | n/a** | 2,533,000 | 1,207,848 |
| テコンドー | 600,000 | 600,000 | 2,667,000 | 4,829,600 |
| トライアスロン | 1,400,000 | 2,600,000 | 5,113,000 | 5,285,200 |
| バレーボール | n/a | n/a | 4,112,000 | 3,508,077 |
| ビーチバレー | n/a | n/a | n/a | n/a |
| 水球 | n/a | n/a | 3,147,000 | 2,902,039 |
| 重量挙げ | n/a | 300,000 | 1,686,000 | 1,360,157 |
| レスリング | n/a | n/a | 2,125,000 | 1,435,210 |
| 合計 | 58,900,000 | 71,000,000 | 235,103,000 | 264,036,053 |

注1: シドニーオリンピック期とアテネオリンピック期は「最高峰(Podium)」レベルに対する投資額のみを表したものである。当時、4つの国家のスポーツカウンシルがタレントの発掘と育成支援活動に責任を持っていた。

注2: 2006年4月1日より、UKスポーツはタレント発掘から最高峰レベルまでの全てのパフォーマンス基金に対する責任を負うようになり、その数字が合計金額にも反映されている。これらの数字にはかつては各スポーツに対する助成金の額には含まれていなかったスポーツ医学の提供に関するコストも含まれている。

注3: 「n/a」は当該時期にUKスポーツからの助成が行われなかった。

注4: **がついている部分に関して、2006年4月1日以前、当該国内統括団体は英国の4つの国家単位で活動しており、4つの国家のスポーツカウンシルから助成を受けていた。

出典：UK Sport ホームページ <http://www.uk sport.gov.uk/pages/historical-funding-figures-olympic/>より作成

次いで、2009年度のスポーツイングランドの予算をみると、図表E-6のとおりである。総収入は2億6,130万ポンド（約339億円）であり、一方、スポーツ組織などへの助成金の総額は3億7,010万ポンド（約481億円。ただし、2009年から2013年までの4年間にわたる各国内統括団体に対する助成などを含んでいる。

図表 E-6 スポーツイングランドの収入およびスポーツ組織などへの助成額（2008-2009）

（単位：百万ポンド）

| | 収入 | | 助成金 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2009 | 2008 | 2009 | 2008 |
| 国庫 | 134.4 | 130.2 | 111.4 | 104.8 |
| 国営宝くじ | 126.9 | 128.8 | 258.7 | 99.4 |
| 合計 | 261.3 | 259.0 | 370.1 | 204.2 |

注1) 2009年度の国営宝くじからの助成金の額は、2009年度から2013年度までの4年間の国内統括団体に対する助成と、4年間のフットボール基金に対する助成額を含む。フットボール基金とは政府、イングランドプレミアリーグ、イングランドサッカー協会（FA）が共同で立ち上げた慈善団体。

出典：Sport England（2010）より作成

一方、図表E-7のとおり、2009-2013年度の各国内統括団体（46団体）に対するスポーツイングランドからの助成金の総額は3億8,621万2,950ポンド（約502億円）である（先述の2009年度の国庫と国営宝くじからの3億7,010万ポンドに加え、その他の年度からの追加が加算されている）。

これはスポーツ参加100万人増計画の推進へ向けた補助を含んだものである。最高額はクリケットの3,800万ポンド（約49億円）、次いでラグビーユニオンの3,122万ポンド（約40億円）、ラグビーリーグの2,940万ポンド（約38億円）である。競技人口の少ないレスリングでは33万ポンド（約4,290万円）である。

2009年度のスコットランド政府の予算は347億ポンド（約4兆5,100億円）であり、そのうちスポーツに関する予算は5,390万ポンド（約70億700万円）である（The Scottish Government, 2008）。

一方、2008年度のスポーツスコットランドの支出は総額5,436万8,321ポンド（約70億円）であり、そのうち、スコットランドのスポーツ統括団体に対する助成額は1,458万4,922ポンド（約18億円）である。収入に関して、スポーツスコットランドはスコットランド政府から4,147万7,000ポンド（約53億円）、国営宝くじから1,759万9,000ポンド（約22億円）の助成を受けている。

Welsh Assembly Government（2008）によれば、2009年度のウェールズ行政府の予算は152億2,527万6,000ポンド（約1兆9,700億円）であるが、そのうち、遺産省の予算は1億6,146万3,000ポンド（約209億円）、スポーツ関連予算は2,829万7,000ポンド（約36億円）である。

Sport Wales（2010）によれば、スポーツウェールズの年間支出（2009年度）は3,080万1,000ポンド（約40億円）であり、そのうちスポーツ統括団体や地方自治体への助成金の総額は1,981万4,000ポンド（約25億円）である。また、当該年度、スポーツウェールズは国営宝くじから1,113万3,000ポンド（約14億円）の助成を得ているが、そのうち516万1,000ポンド（約6億7,000万円）が各スポーツ関連団体への助成に使われている。

北アイルランド行政府の年間予算（2009年度）は99億9,000万ポンド（約1兆2,900億円）であり、そのうち文化・芸術・レジャー省の予算は1億8,780万ポンド（約244億円）、スポーツ関連予算は4,670万ポンド（約60億円）である。

図表 E-7 スポーツイングランドからの国内統括団体に対する補助金(2009-2013)

単位: ポンド

| スポーツ種目名 | 金額 | スポーツ種目名 | 金額 |
|---------------|------------|------------|--------------------|
| 釣り | 1,561,906 | 近代五種 | 886,496 |
| アーチェリー | 857,989 | 登山 | 1,287,850 |
| 陸上 | 20,447,169 | ムーブメントとダンス | 741,552 |
| バドミントン | 20,800,000 | ネットボール | 1,768,116 |
| 野球とソフトボール | 2,700,000 | オリエンテーリング | 2,275,000 |
| バスケットボール | 8,200,000 | ラウンダーズ | 2,200,000 |
| バスケットボール(車いす) | 727,683 | ボート | 9,100,000 |
| ポッチャ | 816,041 | ラグビー(車いす) | 480,000 |
| ボウルス | 756,750 | ラグビーリーグ | 29,408,341 |
| ボクシング | 4,700,000 | ラグビーユニオン | 31,219,004 |
| カヌー | 8,470,577 | ヨット | 9,619,542 |
| クリケット | 38,003,357 | 射撃 | 750,000 |
| 自転車 | 24,288,000 | スノースポーツ | 985,000 |
| 乗馬 | 4,268,002 | スカッシュ | 13,096,192 |
| フェンシング | 1,041,413 | 水泳 | 20,875,000 |
| サッカー | 25,635,000 | 卓球 | 9,301,404 |
| ゴールボール | 354,000 | テコンドー | 750,000 |
| ゴルフ | 12,851,500 | テニス | 26,800,000 |
| 体操 | 11,388,481 | トライアスロン | 4,700,000 |
| ハンドボール | 645,300 | バレーボール | 5,600,000 |
| ホッケー | 11,511,000 | 水上スキー | 951,373 |
| 柔道 | 10,242,001 | 重量挙げ | 609,094 |
| ラクロス | 2,210,993 | レスリング | 331,824 |
| | | 合計 | 386,212,950 |

注：出典資料では合計金額は 402, 102, 950 ポンドとなっているが、表中の補助金を合計すると 386, 212, 950 ポンドとなる。

出典：Sport England (2009) より作成

スポーツ北アイルランドの財政規模に関しては、2007 年度の支出は 1,705 万 4,739 ポンド（約 22 億円）であり、その主な用途はスポーツ組織への助成金 1,201 万 8,170 ポンド（約 15 億円）である (Sport Northern Ireland, 2008a)。一方、当該年度のスポーツ北アイルランドに対する文化・芸術・レジャー省からの助成金の総額は 1,095 万 420 ポンド（約 14 億円）である。

当該年度のスポーツ北アイルランドに対する国営宝くじからの助成金は 564 万 2,987 ポンド（約 7 億円）であり、そのうち 447 万 6,022 ポンド（約 5 億円）が各スポーツ関連組織への助成金として使われている。

また、UK アンチドーピング (2010) によれば、2009 年度の支出は 309 万 9,000 ポンド（約 4 億円）であり、一方、主な収入は文化・メディア・スポーツ省からの助成金 336 万 6,000 ポンド（約 4 億 3,700 万円）となっている。

(2) 財源

1) スポーツくじ等による財源

文化・メディア・スポーツ省はスポーツへの補助金を2つの財源で賄っている。1つは国庫金であり、2つめは国営宝くじ (National Lottery) からの分配金である。後者は1994年11月から実施されており、その目的は、あくまでも社会貢献 (Good Causes) のための財源の発掘にある。国営宝くじの監督官庁である同省は、年間売上総額から払戻金 (50%)、税金 (12%) と運営費などを引いた残りの28%を「社会貢献」のための財源に割り当てており、その6分の1 (16.67%) がスポーツカウンシルに配分されている。各スポーツカウンシルへの配分は人口規模に応じており、スポーツイングランドが総額の8割を受けている。くじの財源は、スポーツカウンシルを通じて、各地域で以下の事業に使われる。

- ・国民のスポーツ施設の整備
- ・才能のあるアスリートの養成の援助
- ・国際スポーツイベントの計画
- ・すべての青少年がスポーツに参加し、向上し、学ぶために質のよい指導を受けられることを保障するための費用

2004年度の配分が17億683万5,000ポンドから2008年度は15億4,829万7,000ポンドへと多少の上下動を繰り返しながら推移している。2010年度の国営宝くじからの分配金予定額は17億9,954万3,000ポンド (約2,300億円) である。この国営宝くじからの分配金を文化・メディア・スポーツ省からの国庫配分と比較すると2004年度は約13倍だが、2008年度は約2倍と縮小している。これはオリンピックを控えて、国庫からの配分が大幅に増加したものである。

図表 E-8 文化・メディア・スポーツ省への国営宝くじからの分配金の年次推移 (2004-2010) (単位:千ポンド)

| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国営宝くじからの分配金 | 1,706,835 | 1,836,046 | 1,734,295 | 1,598,092 | 1,548,297 | 1,832,215 | 1,799,543 |

出典:文化・メディア・スポーツ省 (2010) より作成

2) フットボール財団 (Football Foundation)

フットボール財団は、イングランドサッカー協会 (The Football Association: The FA)、プレミアリーグ、政府 (文化・メディア・スポーツ省およびスポーツイングランド) から、1,500万ポンドずつの資金提供を受けて、それを地域のグラウンドやクラブハウス等の施設整備・改修、地域のサッカーやその他スポーツ参加者と運営ボランティアを増やすプログラム等を援助するために2000年7月に設立されたイギリスで最大のスポーツチャリティ団体である。毎年、草の根のスポーツ推進に必要な施設建設・改善費に3,000万ポンド、姉妹団体であるフットボールスタジアム改善基金 (FSIF) をとおしてより安全なスタジアム建設へ600万ポンド、合計3,600万ポンド (約46億8,000万円) が補助されている。2000年の設立以来、施設プロジェクトに1,500件以上、地域計画に2,400件以上、更衣室に690件以上、人工芝ピッチに350件以上、30万人以上の子どもたちにサッカーのユニフォームの提供を、それぞれ行ってきた。これらによって、この間、スポーツへの参加率は上昇している。たとえば、サッカーは20.8%増、成人は23.9%増、女性は21.3%増、ボランティアでは18.3%増であった。

フットボール財団は、社会参加計画、健康、教育、平等政策のような社会的なチャレンジ政策にも援助しており、財団の目的として、スポーツ施設の改善、スポーツ機会の創造そしてスポーツを通じた地域形成を掲げている。

3) 民間資金

民間企業のスポーツ・スポンサーに関しては、イギリスでは現在 2,000 社以上の企業が年間 2 億ポンドを超えるスポンサー料を使っているといわれている。企業の寄付金による競技スポーツ充実のための「スポーツ助成基金 (Sports Aid)」は 1976 年の設立以来、イギリスを代表するトップアスリートに対して、総額 2,000 万ポンド (約 26 億円) を支給してきた。2003 年度は 25 万 6,000 ポンド (約 3,300 万円) の寄付を集めている。

政府が民間企業をスポンサーにする「呼び水」として 1992 年 11 月から実施しているスポーツ・マッチ計画 (Sportsmatch Scheme) は、地域レベルでのスポーツ振興運動の促進プログラムとして注目されている。このプログラムは、地域レベルでのスポーツ振興プログラムに対して、文化・メディア・スポーツ省からの補助金と同額を民間企業に出資してもらうもので、出資しやすいように、500 ポンド (約 6 万円) から 5 万ポンド (約 650 万円) の範囲のプログラムに限定している。いわば官民一体となって、草の根レベルでのスポーツ振興を図ろうとするものである。現在までに、地域レベルでのスポーツ振興プログラムのため、総額で 4,800 万ポンド (約 62 億 4,000 万円) 以上が 6,000 のプログラムに使われている。

(3) 税制

政府が進める「地域アマチュアスポーツクラブ計画 (Community Amateur Sports Club scheme: CASC)」に基づき登録したクラブはその資産と運用資金の両者に対する減税を受けることが出来る。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

(1) 勝利を楽しむ：スポーツの新時代（Playing to win: A New Era for Sport）

文化・メディア・スポーツ省は2000年に「すべての人のスポーツの未来 (Sporting Future for All)」を提起した。これは2008年に「勝利を楽しむ：スポーツの新時代（Playing to win: A New Era for Sport）」に継承された。当該計画は「子どもの体育・スポーツ」「地域スポーツ」「エリートスポーツ」の3つの領域からなり、それらを推進する組織として対応するのがユーススポーツトラスト、スポーツイングランドそしてUKスポーツである。主な目標としては、①定期的なスポーツ活動の参加者を4年で100万人増加させる、②学校から世界トップレベルへの育成を滞りなく行えるような制度を設立する、③スポーツ活動を行うすべての機関がそれぞれの役目を果たすようにする、等があげられる。また、それぞれのカテゴリーについては、以下のような目標を掲げている。

学校体育：5歳～16歳の子どもが、少なくとも週2時間は学校で質の高い体育やスポーツ活動が受けられ、さらに週3時間のスポーツ活動を学校か地域でできるような制度を策定する。

地域スポーツ：16歳の義務教育卒業時にスポーツをやめてしまう人口を減少させる。才能ある選手を育てられるよう、地域スポーツクラブの質を高める。

エリート：2012年オリンピックでメダル獲得数4位。パラリンピックで2位。2016年もこれを維持する。2012年オリンピックのために、4億ポンド（520億万円）を超える資金を準備する。

さらに、スポーツ機会を提供するために、16歳以下と60歳以上の者に、公共プールの利用を無料にしており、今後財政が許せば全年齢の無料化を実施する。

それらを受けて学校スポーツと子どもスポーツに関しては2002年、首相が率先し、文化・メディア・スポーツ省と子ども・学校・家庭省（DCSF：現、教育省(DfE)）が共同で「体育・学校スポーツ・クラブリンク（National Physical Education, School Sport and Club Links Strategy: PESSCL）」を提起し、2007年にはその成果を踏まえて新たに「子どものための新体育・スポーツ戦略(The New Physical Education and Sport Strategy for Young People: PESSYP)」を提起した。

2000年代に入って、政府は地域融合、国民の健康問題、子どもの非行、さらに雇用促進等の対策として地域振興政策を大きく位置付け、その一環としてスポーツが採用された。これは「世界のスポーツ立国」を目指して「子どもスポーツ」「地域スポーツ」「エリートスポーツ」の3領域での全面的な基本政策となった。

しかし2010年6月の総選挙で、かねてから大幅な予算の削減を標榜していた保守党が勝利したことで、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックの推進事業は継続されるものの、現時点でUKスポーツとスポーツイングランドの再度の統合やスポーツ普及事業の予算削減、事業縮小が推進されようとしており、スポーツ界に大きな影響を及ぼしている。

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) スポーツ参加促進施策

イギリスでは、2008年から2011年までの4年間で、新たに恒常的なスポーツ参加者を100万人増やす計画である「勝利を楽しむ：スポーツの新時代（Playing to win: A New Era for Sport）」を打ち出している。その具体的な推進をするのが地域の各スポーツ種目連盟のクラブである。そこでは施

設の整備と指導者の養成を行いながら、現会員の維持を重点にしつつ、新規会員の獲得のために、これまであまり手の届かなかった女性や障害者をも対象にしている。

①子どもの体育・スポーツ

週5時間の運動時間を確保するために体育の授業を2時間、その他の3時間は部活動か地域スポーツで保証する。そのために6~7校の中等学校を中心に40校近くの小学校を包み込んだ全体で50校程度のファミリーである「学校スポーツパートナーシップ」を形成する。ここにはスポーツ活動推進の専任職員を配置し、授業や部活動そして地域スポーツ活動への子どもたちの参加を容易にするための援助活動を行う。体育・スポーツ専科担当のいない小学校には中等学校の体育教員が学校スポーツコーディネーターとなって、週2日、自分の授業から離れてそうした小学校の指導や自校の授業、部活動の促進の活動や地域スポーツクラブと連携などに従事する。専門職員や授業を離れた教員の補充教員の給与も学校スポーツパートナーシップの財政から保証する。

②地域スポーツ

2008年から2011年までの4年間で、新たに恒常的なスポーツ参加者を100万人増やす計画である「勝利を楽しむ：スポーツの新時代 (Playing to win: A New Era for Sport)」の達成のために国内統括団体から具体的な計画を出させ、それを予算配分の指標として審査したうえで、補助金を交付した。この具体的な計画は「新規加入」「現状維持」「エリート」の政策内容で進める。予算の配分はそれぞれ15%、60%、25%の割合である。「現状維持」に最大の重点が置かれているが、それだけ現状維持が困難であることを現している。現在、参加者の満足度をいかに高め、活動を持続させるか、それに直接に関わる各スポーツ団体やクラブはこれらの課題遂行に邁進している。地域スポーツの推進に参加する各競技種目の46団体は、そのための補助金として4年間で4億8,000万ポンド(約624億円)を交付されている。たとえば、クリケット連盟の現状競技人口は20万4,900人であるが「新規加入」に7万2,549人を計画している。「現状維持」では現状への満足率の78.7%を5ポイントアップさせ、約20万5,000人の定着をはかる。そして「エリート」では女性、少女、障害者の公認基準の指導者数を現状の2,112人から3,168人へ拡大する。これまで参加の弱かった分野を積極的に開拓しようというものである。ちなみにこのクリケット連盟には最も多い3,777万5,000ポンド(約49億1,000万円)が補助された。それらの施策を遂行するための施設整備、指導者の養成も計画に含まれている。

③地域クラブ開発プログラム (Community Club Development Programme : CDDP)

文化・メディア・スポーツ省は、スポーツイングランドをとおして草の根のスポーツ施設の改善のために、このプログラム資金を設けた。19の国内統括団体が参画し、2003年に始まった。地域コミュニティにおけるスポーツの機会創出やインフラ構築のため、スポーツクラブの施設整備等に助成金を交付しており、2007年度、スポーツイングランドから1,850万ポンド(約24億500万円)が拠出された。

イギリスカヌー連盟は、その恩恵にあずかる典型例とされる。これまで第1、2計画のもとで、36の施設プロジェクトが地域クラブ開発プログラムによる直接的な資金援助を得ている。たとえば、リーズ・白バラカヌークラブでは、以前はプールで活動していたのでクラブの発展は困難であった。しかし資金援助によるクラブハウスの建設によって会員は増加し、現在は市の最大の湖(Roundhay Park)を本拠に活動している。

第1計画では3年間で166万ポンド(2億1,500万円)が、第2計画では2年間で130万ポンド(1億6,900万円)が支給された。

2) 子どものスポーツ振興に関する施策

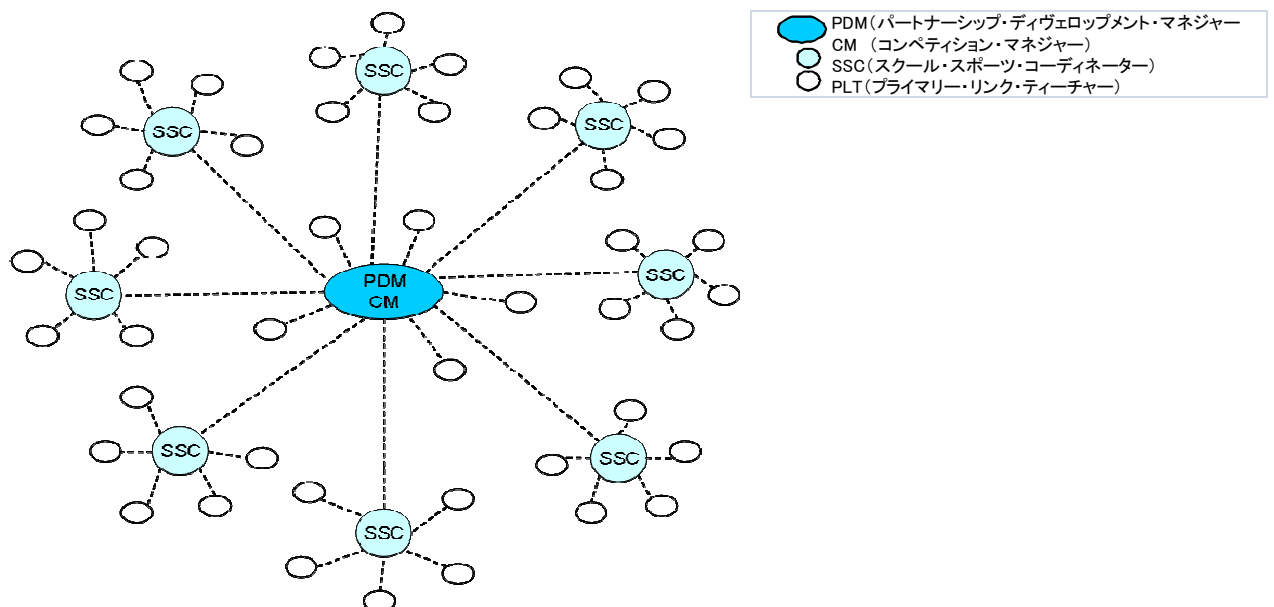
①子どものための体育・スポーツ戦略

(The New Physical Education and Sport Strategy for Young People : PESSYP)

子どもスポーツの振興は文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) と子ども・学校・家庭省 (DCSF: 現、教育省 (DfE)) が共同で推進する「体育・学校スポーツ・クラブリンク (National Physical Education, School Sport and Club Links Strategy : PESSCL)」(2002) とその改訂版である「子どもたちのための体育・スポーツの新戦略 (The New Physical Education and Sport Strategy for Young People : PESSYP)」(2007) に基づき、首相が率先して取り組んでいる。ここでは学校体育の週 2 時間の保証を 100% 達成し、さらに週 3 時間の運動を部活動や地域スポーツクラブで保証する「週 5 時間提供」政策をとっている。そのため学校では「学校スポーツパートナーシップ」を設け、スポーツ推進の専任を配置している。彼らは体育の授業や部活動の促進ばかりでなく、学校外での地域スポーツクラブとの連携を取りながら、地域での子どもスポーツを振興している。「学校スポーツパートナーシップ」は 4~5 校の小学校の中心に中等学校を置く。中等学校の体育教師がそれらの小学校の学校スポーツを指導する。そして 7~8 校の中等学校の 1 つをスポーツカレッジ校として、そこにはパートナーシップ・ディベロップメント・マネジャー (PDM) とコンペティション・マネジャー (CM) を置き、その 7~8 校のセンターになる。こうして小、中等学校合わせて約 50 校が 1 つのファミリーとなって、スポーツの推進に邁進する (図表 E-9)。

2010 年 10 月の総選挙で政権を奪取した保守党は、従来の労働党のそうした政策を大幅に変更する旨が伝えられていたが、2010 年 12 月 20 日の BBC 放送のデータによれば、教育省政務次官のマイケル・ゴーフ氏は、学校での競争スポーツの振興を継続する必要性に鑑み、「学校スポーツパートナーシップ」について当初の削減案よりも、幾分緩和したものにすると表明した。具体的には、PDM や CM は廃止し、週 1 回の巡回指導をするスクール・スポーツ・コーディネーター制度は残すとしている。一方で、この制度の存続を巡る現場や教育界、スポーツ界からの抗議や要望が続いており、2011 年 4 月段階では流動的である。

図表 E-9 「学校スポーツパートナーシップ」のファミリー図



出典 : PESSYP (2007) より作成

3) 学校体育施策

①学校スポーツパートナーシップ

前述の「学校スポーツパートナーシップ」は学校体育施策が具体化されたものであり、部活動などで、子どもたちの要求に出来るだけ応えることにより、地域の指導者や親たちの積極的な参加を促進している。部活動で提供している種目はイングランド全体で約 50 種目に及ぶ（たとえば伝統的なスポーツ種目に加えて、トランポリン、スケートボード、チアリーディング、ノンコンタクトボクシング、フリスビー等）。なお、各学校での平均種目数は 18.6 であり、学校に関わる地域スポーツクラブ数は 8.2 である。

4) スポーツ団体・クラブの振興施策

イギリスのスポーツ団体やクラブのスポーツ振興施策については、勝利を楽しむ：スポーツの新時代（Playing to win: A New Era for Sport）（前述）の計画にすべてが集約されている。政府から補助金を得ている 46 の国内統括団体では会員の「新規加入」「現状維持」と「エリート」養成を目標としており、施設の整備、指導者養成をはじめとする組織の確立、組織のガバナンス全般にわたる確立が不可避となっている。2011 年段階での行政評価ではこうした計画に対する補助金の成果も評価される。

5) 女性のスポーツ振興に関する施策

地域スポーツ推進の中では、女性のスポーツ参加の条件整備も進められている。特に家庭婦人のために午前中のスポーツ教室の開催や、小さな子どもがいる母親にはクラブ内に保育所を設置するなどの工夫が凝らされている。そしてそうした女性たちのクラブ参加費の特別待遇も措置されている。

6) マイノリティ（障害者、民族など）のスポーツ振興に関する施策

多民族国家であるイギリスにおいても民族的少数者（racial minorities）問題は深刻である。特に 2005 年 7 月のロンドンでの自爆テロの実行犯がイギリス生まれのマイノリティであったことが、その心配を増幅した。事件以降は特に、民族的少数者の社会参加機会の創造と保証が大きな政治的課題となった。地域スポーツはその対策の中心的役割を果たしており、各自治体ではスポーツ連盟と協力しながら、積極的な参加策を推進している。

（2）国際競技力向上施策

1) 競技力向上施策

勝利を楽しむ：スポーツの新時代（Playing to win: A New Era for Sport）（2008）の計画の中の 3 本柱の 1 つとして「エリートスポーツ」があげられており、2012 年のロンドンオリンピックの開催国として、従来にない強化策を採用している。

①エリートスポーツ

従来、オリンピックでのメダルの獲得数では 10 位水準であったイギリスが、1996 年のアトランタオリンピックでは一気に 36 位に転落したことにより、イギリスのプライドの減退につながっている。これを克服し、近代スポーツ発祥国としてのプライドを保持するために、2012 年のロンドンオリンピックではメダル獲得数を世界第 4 位、パラリンピック同 2 位、そして 2016 年リオデジャネイロ大会もその水準を維持することを課題とした。そして、そのための世界的なコーチ制度を確立する。

②ワールドクラス・パフォーマンス・プログラム (World Class Performance Program : WCPP)

ワールドクラス・パフォーマンス・プログラム (WCPP) は、UKスポーツによるトップアスリートの支援・育成プログラムであり、1997年から実施されている。対象はオリンピックの夏季・冬季の種目だけでなくパラリンピック選手も含む。援助の内容は、3段階のレベルで異なる。

まず、「表彰台」レベルは、次のオリンピック・パラリンピックで表彰台が確実に狙える選手であり、「発展」レベルは、同様に表彰台が期待される選手である。そして「有能」レベルが国際的水準に到達しそうな選手である。「表彰台」と「発展」レベルだけで年間1,200人、そして約1億ポンド(約130億円)が各スポーツ種目連盟をとおして支援されている。

「表彰台」と「発展」レベルでは、コーチング、トレーニングと競技会サポート、医療的・科学的援助、優良な施設使用権などの競技対策プログラムを得ることができる。

選手はアスリート報奨金の資産調査(means-test)を受けて、場合によってはスポーツ関係費用ばかりでなく、生活費の支給も得られる。

③アスリート報奨金 (Athlete Personal Award : ATP)

UKスポーツ主体のエリートアスリート支援プログラム。前述のワールドクラス・パフォーマンス・プログラム (WCPP) の一部である。最長1年ごとに各競技団体から推薦されたアスリートが、UKスポーツの審査を受けた後、指導やトレーニングキャンプ等のプログラムが受けられる他、支援レベルに応じて、スポーツと生活に必要なコストを合わせて、年間最大26,142ポンド(約339万円)の支給が受けられる。特定の競技会後にレベルの変更がある。このAPTだけの支援を受けているアスリートは所得税がかからないが、別の所得を得ているアスリートはプロ選手とみなされて、このAPTにも課税されることがある。

④エリートアスリート奨学金制度 (Talented Athlete Scholarship Scheme)

政府が実施主体となって、高等教育機関の学生の学業とエリートスポーツの両立を支援するプログラムである。ここには50以上のスポーツ種目連盟との連携の元に、次の資格を有する学生を支援する。資格と賞の種類は次の2種類である。

奨学金は、年間3,000ポンド(約39万円)を支給する。「TASS 2012」は、既に国際的レベルに到達しているアスリートへの奨学金であり、年間1万ポンド(約130万円)が支給される。この支援の中にはコーチング、コンディショニング、生理学、栄養学、心理学他の専門指導も含まれている。

これらの奨学金は直接本人に渡されるのではなく、各大学、学校そしてスポーツ種目連盟をとおして支給される。支給は10月1日から9月30日であり、次年度への継続申請は可能である。

2) スポーツ指導者関連施策

①英国スポーツ指導者資格 (UK Coaching Certificate : UKCC)

スポーツの指導者資格制度として、スポーツコーチ UK の英国スポーツ指導者資格 (UK Coaching Certificate : UKCC) がある。UKCC では、ワークショップを開催して、スポーツ指導者に必要な知識やスキルを教えている。ワークショップの1カテゴリーでは、指導力の向上 (Develop Your Coaching) コースでは、「子どもや若者の指導」「モチベーションとメンタルタフネス」「パワーとスピードの改善」など、バラエティに富んだ講習が用意されている。2007年度は2,800以上のワークショップが開催され、その参加者はのべ40,021人であった。

現在イギリスでは、UK コーチング・フレームワーク (The UK Coaching Framework) という呼称で指導者養成・認定の体制作りを進めている。UKCCの発展などを通じ、スポーツを行うすべての人々の

ために優れた指導者を育成し、2016年までに世界をリードする指導者システムを構築することを目指している。

この他には、英国スポーツ基金（British Sports Trust）の青少年のボランティア指導者のための資格制度であるスポーツ・リーダー・アワード（Sports Leader Awards）などがある。

2003～2004年にかけて実施された調査によると、イギリスでは、120万人が625万人にスポーツを指導し、その約4割の47万人が何らかの資格をもった指導者である。そのうちの23万人は有給で指導をし、6万人が指導者としてフルタイムで働いている。

②チャイルド・プロテクション（Child Protection）

チャイルド・プロテクションとは、1989年子ども法（Children Act 1989）などの制定法によって親などによる虐待から子どもを保護する制度であり、この考え方は、スポーツ分野にも導入されてきた。スポーツ分野のチャイルド・プロテクションを推進する機関として、子ども虐待の専門機関であるNSPCC（National Society for the Prevention of Cruelty to Children）とスポーツイングランドが共同でCPSU（Child Protection in Sport Unit）を2001年に設立した。CPSUは、イギリス政府から資金を提供されているすべてのスポーツ団体にチャイルド・プロテクションの制度を導入するために設立された。

同制度の中核となる制度として、刑事記録局（Criminal Record Bureau：CRB）によるチェック制度があり、これにより、あらゆるスポーツの全国的な統制団体において子ども達と関わる資格のある指導者は、過去に子どもに対する性的な犯罪歴がないかどうかについてチェックを受けなければならない。

また、同制度の重要な特徴は、この制度がスポーツ指導者の公的な資格制度と結びついていることにある。すなわち、イギリスではスポーツだけでなく、他の職業でも認証制度が存在する。これは全国職業資格（National Validation Qualification：NVQ）と称される制度である。指導者の質は、段階的に専門的な指導者の資格を定める同制度によって保証される。スポーツ分野での公的な資格制度として「英国コーチ資格（United Kingdom Coaching Certificate：UKCC）」が創設され、スポーツ指導者の技能レベルに応じてレベル1からレベル4までの4段階の認証制度となっている。そして、UKCCの資格を取得するコースの中に、チャイルド・プロテクションの知識の修得が含まれている。

（3）スポーツの保護関連施策

1）ドーピングに関する施策

UKスポーツにあったアンチドーピング部（Drug-Free Sport Directorate）が前身であるが、2009年に「UKアンチドーピング」が引き継ぎ、イギリス国内のドーピング問題の対策を一元的に引き受けるようになった。役員会は6人で、文化・メディア・スポーツ大臣の任命を受ける。執行委員は5人。アンチドーピング政策（National Anti-Doping Policy）にもとづき他の国家機関と情報交換を行いながら、ドーピング検査、アンチドーピング教育などを行う。これは世界ドーピング防止機構（WADA）と連携している。またドーピング違反に関する国内での係争は国立アンチドーピングパネル（National Anti-Doping Panel：NADP）が引き受ける。国際大会などでの係争ではスポーツ仲裁裁判所（CAS）に上訴できる。

選手は国内スポーツ団体の競技大会に出場した場合あるいは国内スポーツ団体の会員となることによってNADPやCASの管轄に服することを同意したものとみなされる。

薬品の販売、流通を規制し免許制とした薬事法（Medicines Act 1968）や、指定薬物の所持、販売、輸出入を禁じた薬物不正使用禁止（Misuse of Drugs Act 1971）等の薬事規制もアンチドーピング活動と併行している。

2) スポーツ紛争解決制度

日本のようなスポーツに関する仲裁機関は存在しない。ドーピングを理由とする出場停止などの争いについては、国際仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport : CAS) に訴えることができるが、一般的にイギリスでは、スポーツの分野は、国 (State) が法によって介入するのではなく、民間の自主的な活動に主に委ねられる分野であると考えられている。このため、スポーツ団体相互の関係やスポーツ団体と団体に所属する競技者との間の関係も国が規制する法ではなく、当事者間の契約に委ねられている。

イギリス法においては、法的な紛争を解決するための裁判規範として、慣習法や判例法などの不文法源が重要な位置を占めており、スポーツ団体相互の関係やスポーツ団体と競技者との関係において法的な紛争が発生した場合、不文法源の中でも、裁判所が解決のための拠り所とするのが、過去の裁判所が下した判例である。そして、国内裁判所だけでなく、ボスマン判決など、ヨーロッパ人権裁判所の判例もスポーツに関する紛争解決についての重要な先例となっている。

民事手続き規則 (Civil Procedures Rules) 54 章によれば、地方当局のような公的団体 (public body) の立法や決定によって意に沿わない影響を受けた者は高等法院 (High Court) に訴えを提起する (司法審査を求める) ことができる。これに対して、国内統括団体については、現在は、その決定が公法上の司法審査には服しないとされている。このため、団体と競技者との間で法的な紛争が起こった場合、競技者は、私法上の契約違反 (breach of contract) や取引の抑制 (restraint of trade) を理由として裁判所に訴えを提起することができる。

(4) スポーツ産業関連施策

1) スポーツ雇用関連施策

UK スポーツのウェブサイトには、「スポーツにおける仕事 (Jobs in sport)」というセクションがあり、各種研究機関、地域のクラブ、各スポーツ種目連盟での求職情報を常時掲示している。

3. スポーツ政策の構造および体系

図表 E-10 は、2000 年代に入ってからイングランドにおけるスポーツ政策の大きな動向である。まず政府レベルでは、文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) が 2000、2002、2006、2008 年と立て続けに長期的な政策を提起した。一方、子ども・学校・家庭省 (DCSF : 現、教育省 (DfE)) も、学校体育と子どものスポーツ対策で決定的な政策を提起した。

こうした政府の主導性と連携して、非省庁公的機関のスポーツイングランドは 2004、2005、2008 年の政策でそれらの提案を積極的に受け止めた。そしてこれらの政策の遂行にユーススポーツトラストがスポーツイングランドからの補助金を得ながら大きな役割を果たしている。また、地域でのスポーツの推進は各スポーツ種目連盟の地域スポーツクラブが主体となっている。

より具体的な振興施策は以下のとおりである。スポーツイングランドでは 2000 年代に入って文化・メディア・スポーツ省から提起された、「みんなのスポーツの未来 (Sporting Future for All, 2000)」、「ゲームプラン：スポーツ・身体活動目標達成の政府戦略 (Game Plan: a Strategy for delivering Government's sport and physical activity objects, 2002)」を受けて、2004 年には 2020 年までの長期計画「イングランドのスポーツの枠組み-イングランドを活発で成功したスポーツ国に：2020 年までの基本計画 (Framework for Sport in England- Making England an Active and Successful Sporting Nation: a Vision for 2020)」が出され、2008 年には上記の基本計画を受けて、「スポーツイングランドの戦略 2008-2011 (Sport England Strategy 2008-2011)」を設けて、いっそう具体的な戦略目標を立てた。この背景には、2005 年に 2012 年ロンドンオリンピックの開催がロンドンに決定したことを受けての、国民のスポーツへの関心の高まりに沿って、目標の具体化を迫っている。

図表 E-10 イングランドのスポーツ政策（青少年スポーツを含む）

| 関連組織 | 年 | スポーツ政策 |
|--|------|---|
| 欧州連合 (EU) | 2007 | スポーツ白書(欧州共同体) White Paper on Sport (European Commission) |
| 文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) | 2000 | みんなのスポーツの未来 Sporting Future for All |
| | 2002 | ゲームプラン: スポーツ・身体活動目標達成の政府戦略 Game Plan: a strategy for delivering Government's sport and physical activity objects |
| | 2006 | スクール・スポーツリンク School Sport Links |
| | 2008 | 勝利を楽しむ: スポーツの新時代 Playing to win: A New Era for Sport |
| スポーツ・イングランド | 2004 | イングランドのスポーツの枠組み—イングランドを活発で成功したスポーツ国に: 2020年までの基本計画 The Framework for Sport in England—Making England an Active and Successful Sporting Nation: A Vision for 2020 |
| | 2008 | スポーツイングランドの戦略2008–2011 Sport England Strategy 2008–2011 |
| 文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) 教育省(DfE) 共同 | 2002 | 体育・学校スポーツ・クラブリンク Prime Minister, National Physical Education, School Sport and Club Links Strategy: PESSCL |
| | 2007 | 子どもたちのための体育・スポーツの新戦略 Prime Minister, the new Physical Education and Sport Strategy for Young People: PESSYP |

出典：内海和雄作成

イギリスにおけるスポーツの概念

スポーツの概念：「勝利を楽しむ」の表現からみれば、もっぱら競技スポーツをイメージするが、実際はそうではなく、たとえば子どもたちのスポーツ参加を促進させるために、競争性の緩いゲーム的なものも視野に入れ「学校スポーツパートナーシップ」などによって指導されている。この点からみれば、身体運動を伴うもの全般を「広義のスポーツ」に含めているように思われる。

Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) スポーツ・レクリエーション同盟 (Sport and Recreation Alliance)

① 設立背景・特徴

スポーツ・レクリエーション同盟は、イギリスにおける民間のスポーツ・レクリエーション組織を代表する組織である。

スポーツ・レクリエーション同盟の前身は、英国スポーツ・レクリエーション中央協議会 (Central Council of Physical Recreation : CCPR) である。CCPR は 1935 年に設立されたレクリエーション的身体訓練中央協議会 (Central Council for Recreative Physical Training : CCRPT) を前身とし、1972 年にスポーツカウンシルがロイヤルチャーター (国王から承諾された特許状) を得て非省庁公的機関となるまでは、中央政府に対する政策の提言・諮問を行い、また、予算の執行権を保有するなど、イギリスのスポーツ政策において極めて重要な役割を果たしていた。1972 年のスポーツカウンシル誕生以降は、スポーツカウンシルへの人材の移行などを受け、その影響力は低下した (内海, 2003)。

現在、スポーツ・レクリエーション同盟は地域のスポーツクラブに対する支援やその現状に関する調査、2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピックに関するキャンペーン、イギリスへのスポーツイベントの誘致活動などを行っている。

② 組織構成

スポーツ・レクリエーション同盟には 300 を超える国内のスポーツ・レクリエーション組織が加盟している。

(2) 英国オリンピック協会 (British Olympic Association : BOA)

① 設立背景・特徴

イギリスにおける国内オリンピック委員会 (NOC) は、英国オリンピック協会 (British Olympic Association : BOA) である。同協会は政府から自立した組織であり、政府による助成・コントロールは受けていない。主要な役割は、イギリスにおけるオリンピックムーブメントの普及と、オリンピックに派遣するイギリス代表チームの編成があげられる。

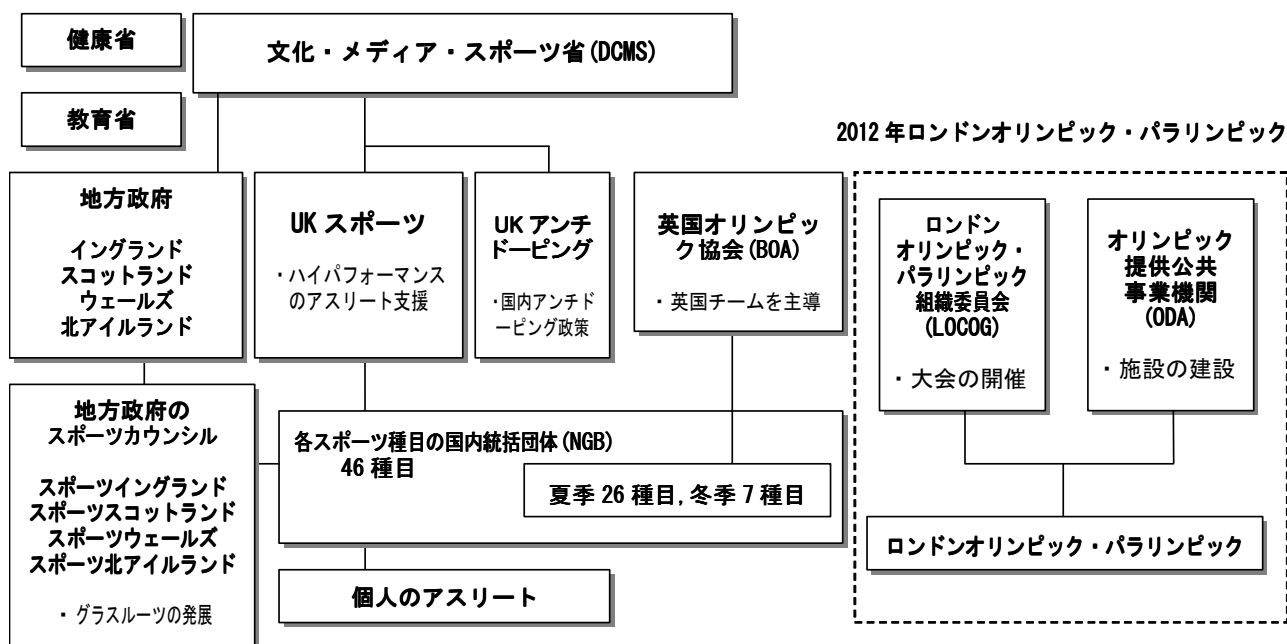
② 組織構成

イギリスのスポーツ界における位置付けは図表 E-11 のようになっており夏季 26 種目、冬季 7 種目、合計 33 のオリンピック種目の国内統括団体を中心に構成されている。

③ 予算

英国オリンピック協会の、2008 年の歳入は 1,588 万ポンド (約 20 億円) であり、歳出は 1,619 万 4,000 ポンド (約 21 億円) であった。

図表 E-11 イギリスのスポーツ組織体制図：2012 年に向けたイギリススポーツ界



出典：英国オリンピック協会（2009b）をもとに作成

2. その他のスポーツ組織

(1) 国内統括団体 (National Governing Bodies : NGB)

オリンピック種目を始め、国内統括団体 (NGB) が存在し、それぞれのスポーツ種目の普及と選手の強化・育成を担っている。各団体には、地方 (region)、県 (county)、基礎自治体 (local)、各レベルの地域支部が存在するのが一般的である。

イギリスにおけるスポーツは民間の基盤に基づいて組織されており、国がスポーツ活動の運営に直接介入することはほとんどない。イギリスの国内統括団体は、『私的』と『公的』の間のスペクトラムに基づくさまざまな形式をとっている (Adam Lewis etc.) と表現されるように、団体ごとにその法的な性質には違いがある。そして、各団体は、イギリス法において特別な地位をもっているわけではなく、その権限は、各団体の規範に従うという各構成員の合意に由来する。その結果、各団体やその構成員であるクラブや競技者などとの関係は、明示または暗黙の契約に基づいている。

各国内統括団体は UK スポーツのワールドクラス・パフォーマンス・プログラム (World Performance Programme) やスポーツイングランドからの助成を受けて活動している。イギリスの財政年度の 2009-13 年 (ロンドンオリンピック期) における UK スポーツの「ワールドクラス・パフォーマンス・プログラム」の助成金は、28 競技に対して総額 2 億 6,403 万 6,503 ポンド (約 343 億円) である。

(2) ユーススポーツトラスト (Youth Sport Trust)

ユーススポーツトラストとは、1994 年に誕生した登録チャリティ団体 (registered charity) であり、「体育・学校スポーツを通じた若者のスポーツ参加促進政策」において中心的な役割を担っている。本部はラフバラ大学 (Loughborough University) のキャンパス内にあり、職員数は 150 人を超える (日本体育協会, 2010)。

イギリスの登録チャリティ団体の管理を行うチャリティ委員会 (Charity Commission) によれば、2010 年度のユーススポーツトラストの収入は 3,340 万 4,246 ポンド (約 43 億円)、支出は 3,264 万 6,321 ポンド (約 42 億円) である。主な収入源は、子ども・学校・家庭省 (DCSF : 現、教育省 (DfE)) から

の助成金 (1,777 万 2,541 ポンド：約 23 億円)、スポーツイングランドからの助成金 (700 万 668 ポンド：約 9 億円) などである (Youth Sport Trust, 2011)。当該年度の主な事業としては、体育と学校スポーツの質の改善 (1,591 万 6,000 ポンド：約 20 億円)、「スポーツタレントの育成 (713 万ポンド：約 9 億円)、学習と達成に向けた体育と学校スポーツの活用 (474 万 2,000 ポンド：約 6 億円) あるいはブリティッシュ・カウンシルをとおして諸外国から要請されるそれぞれの国の子どもスポーツ振興策への助言などがあげられる。

(3) スポーツコーチ UK (Sports Coach UK)

スポーツコーチ UK (Sports Coach UK) はリーズ市に本拠を置く登録チャリティ団体 (registered charity) であり、イギリスにおける指導者育成システムの構築を主導している団体である。その前身は 1983 年にスポーツカウンシルによって設立された英国コーチング財団 (National Coaching Foundation) である。設立当初、この財団はスポーツカウンシルの一機関であったが、1987 年には登録チャリティ団体として独立し、現在は 70 人のスタッフがいる。

2010 年度のスポーツコーチ UK の収入は 1,367 万 8,421 ポンド (約 17 億円) であり、主な収入源はスポーツイングランドからの助成金 436 万 8,081 ポンド (約 5 億円) と、UK スポーツからの助成金 214 万 5,995 ポンド (約 2 億 7,800 万円) である。一方、同年度の支出は 1,267 万 7,947 ポンド (約 16 億円) であり、その主な事業は「コーチングの発展」(200 万 6,000 ポンド：約 2 億 6,000 万円)、「コーチング支援ネットワーク」(223 万 3,000 ポンド：約 2 億 9,000 万円)、「コーチの教育」(157 万 2,000 ポンド：約 2 億 400 万円) となっている。

(4) 女性のスポーツ・フィットネス基金 (Women's Sport and Fitness Foundation : WSFF)

女性のスポーツ・フィットネス基金 (WSFF) は、1984 年に誕生した登録チャリティ団体であり、ロンドンに本部を置く。その目的としては女性・少女に対するスポーツ・身体活動の普及があげられる。

Charity Commission (2011a) によれば、2010 年度の WSFF の収入は 99 万 6,806 ポンド (約 1 億 2,900 万円)、支出は 96 万 4,672 ポンド (約 1 億 2,500 万円) である。収入のほとんどがスポーツイングランドからの助成金であり、その額は 94 万ポンド (約 1 億 2,200 万円) にのぼる。

3. スポーツ団体またはクラブ

(1) 地方スポーツ連盟 (Regional Federation of Sport)

イングランドには 9 つの地方 (Region) が存在し、それぞれにスポーツイングランドの支部と「地方スポーツ連盟」が存在する。地方スポーツ連盟とは、その地方に存在する、各スポーツ種目の地方、県、基礎自治体レベルの種目連盟や、ボランティアのスポーツ組織の集合体である。たとえば、地方スポーツ連盟の 1 つである「ヨークシャースポーツ連盟 (Federation of Yorkshire Sport)」には、正会員 (Full Member Organisations) として 64 団体、準会員 (Associate Member Organisations) として 105 団体が加盟している。

(2) 地域のスポーツクラブ

地域のスポーツクラブは古くからイギリスでのスポーツ普及において重要な役割を果たしてきた。スポーツ・レクリエーション同盟によれば、イギリスには 15 万のスポーツクラブが存在する。その多くは、スポーツカウンシル (現スポーツイングランド) による助成や、地元自治体の援助 (施設の貸与・使用料減免、助成金、減税措置など) を受けて、活動を続けてきた。現在、地域のスポーツクラブは、その活動をより効率的で効果的なものにするを旨とし、コミュニティアマチュアスポーツクラブ (Community Amateur Sports Club : CASC) もしくは「チャリティ」の地位を獲得するよう奨励

されている。特にスポーツイングランドはその事業の一環として、地域のスポーツクラブに対して、CASC の認定を受けるよう呼び掛けている。

コミュニティアマチュアスポーツクラブ (CASC) とは、2002 年 4 月に導入された制度であり、2010 年 4 月の段階で同クラブに認定されたクラブの数は 5,693 クラブにのぼる。これに認定されることにより、地域のスポーツクラブは大幅な減税措置を受けられるようになる。

(3) 民間のフィットネスクラブ

以上で述べた地域のスポーツクラブの他に、イギリスにも民間営利のフィットネスクラブが数多く存在する。Downward (2010) によれば、民間のフィットネスクラブの状況は図表 E-12 のようである。この図表の範囲内でも、クラブ数は 606、会員数は 207 万 8,301 人であり、1 クラブあたりの平均会員数は 3,430 人である。

図表 E-12 主な民間の健康・フィットネスクラブ

| オーナー企業名 | ブランド名 | クラブ数 | 会員数(人) | 1クラブあたりの会員数(人) |
|---------------------------------|--|------|---------|----------------|
| Fitness First Holdings Ltd. | Fitness First Fitness First for Women Kaizen | 183 | 452,000 | 2,470 |
| Whitbread plc | David Lloyd | 59 | 325,000 | 5,508 |
| Virgin Active Ltd. | Virgin Active | 72 | 288,301 | 4,004 |
| LA Fitness plc | LA Fitness Promise | 87 | 261,000 | 3,000 |
| Esporta Group Ltd. | Esporta | 53 | 220,000 | 4,151 |
| Bannatyne Fitness Ltd. | Bannatyne Health Club Just Fitness | 61 | 180,000 | 2,951 |
| Cannons Health and Fitness Ltd. | Cannons | 52 | 177,000 | 3,404 |
| JJB Sports plc | JJB Health Club | 39 | 175,000 | 4,487 |

出典：Mintel (2007) , Downward (2010) より作成

4. その他

(1) スポーツ界全体とスポーツ行政との関係・パートナーシップ連携

イギリスのスポーツ行政の特徴としては、スポーツ政策におけるさまざまなアクターが、UK スポーツやスポーツイングランドに代表される非省庁公的機関を介して連携している点があげられる。たとえば、生涯スポーツ (コミュニティスポーツ) に関して、スポーツイングランドは、パートナーシップを通じたコミュニティスポーツの提供を目指しており、そのパートナーとしては、1) スポーツ担当省である文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) や他の関連省庁 (DCSF や DoH)、地方自治体などの行政、2) UK スポーツやスポーツコーチ UK などの非省庁公的機関、3) ユーススポーツトラストや国内統括団体、地域のスポーツクラブに代表されるボランティア／民間のスポーツ組織、が想起されている (Sport England, 2008)。特に、文化・メディア・スポーツ省 (2008) やスポーツイングランド (2008) などの政策文書の中では「スポーツイングランドと国内統括団体とのパートナーシップ」の重要性が強調されている。

この「非省庁公的機関を媒介としたパートナーシップの形成」という特徴は、イギリスのスポーツ政策の固有性に由来すると考えられる。前述したように、1990 年代に至るまで、イギリスのスポーツ政策の中心的な政策主体は、中央政府ではなく、非省庁公的機関であるスポーツカウンシルであった。しかし、1990 年代に入ると、中央政府は「小さな政府」の方向性を維持しながらも、スポーツに対する関心を急激に高めていく。その理由としては、メジャー政権期の「スポーツによるナショナリズム

ムの高揚」に関する施策や、ブレア政権期の「スポーツによる社会的包摂（social inclusion:社会的弱者の自立や社会的参加を支援する政策）の促進」にみられるような、スポーツの「手段的利用」があると考えられている。

こうした中で、文化・メディア・スポーツ省は、「国営宝くじからの補助金の分配」をめぐって、非省庁公的機関と「契約関係」を構築することで、政策実施における「身軽さ」を追求しながらも、スポーツに対する介入の度合いを強化してきた。具体的には、UK スポーツやスポーツイングランドなどの非省庁公的機関は、国庫と国営宝くじからの補助金を財源とした公的資金を受け取る際に、同省と協定を結び、双方で合意された目標の達成に向けた戦略を履行することが求められている。

さらに、このような「契約関係に基づく助成金の分配」という仕組みは、UK スポーツやスポーツイングランドと、各国内統括団体との間にもみられる。たとえば、生涯スポーツの振興に関して、スポーツイングランドは文化・メディア・スポーツ省に、国営宝くじを財源とした各スポーツ種目連盟への補助金の分配を一任されているのであるが、国内統括団体は、スポーツイングランド（国営宝くじ）から助成を受けるにあたり、今後4年間の活動計画と目標を記した「全体スポーツ計画（Whole Sport Plan）」を提出することが義務づけられている。この計画の中で国内統括団体は、「スポーツ参加におけるジェンダー間の格差是正」といった、スポーツイングランドがその戦略において提示した目標の達成に対して、いかに自分たちが貢献できるかを説明することが求められる。そして、スポーツイングランドが各国内統括団体から出された「全体スポーツ計画」を評価し、助成金の額を決定する仕組みになっている。この計画の進捗状況は、スポーツイングランドによって6ヵ月ごとに評価されることになっている。

同様の手続きは各国内統括団体がUK スポーツの「ワールドクラス・パフォーマンス・プログラム」から助成を受ける際にもみられ、それぞれの団体はUK スポーツに「パフォーマンスプラン（Performance Plan）」を提出し、これに対するUK スポーツの評価をもとに助成金の額が決定される。仮に、メダル獲得数など、パフォーマンスプランに提示された目標に達しなかった場合は、当該団体に対する助成額は削減されるという。

（2）スポーツ団体のセカンドキャリアに対する取組み

たとえば、英国オリンピック協会は『英国オリンピック協会に対する我々のビジョン』（2009b）の中で、セカンドキャリアを含めた選手のキャリア支援に関して、「英国アスリート委員会（British Athletes' Commission : BAC）」と密接に協働していく姿勢を示している。同委員会は、1) イギリスのアスリートの「声」をスポーツ界の主要な意志決定者に届けること、2) 各スポーツ種目におけるアスリートの代表性を維持すること、を目的に2004年に設立されたオリンピック、パラリンピック、世界選手権の代表選手によって構成された団体であり、そのミッションは、「世界クラスのパフォーマンスシステムにおいて競技するイギリスのアスリートが、公平で、支援的で、透明なシステムの中でトレーニングを積み、競争することを保証する」ことであり、これにより「各選手の目標に到達するための最高の機会をアスリートに与えるとともに、スポーツ選手引退後の生活での成功に向けた準備を手助けする」ことを目指しているという。

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

イギリスの障害者スポーツ政策の最大の特徴は、メインストリーム化されたスポーツ環境の推進である。イングランド障害者スポーツ協会によれば、メインストリームとは「一般のスポーツ協会や健全者向けのプログラムを推進する協会（国内スポーツ種目連盟を含む）が、障害者に対しても同様の運営をすること」である。スポーツにおけるメインストリーム化を目指したイギリスの障害者スポーツ史を、ここでは主にイングランドについて記す（図表 E-13）。

1944 年、ロンドン郊外のストーク・マンデビル病院に着任したルートヴィヒ・グットマン医師は、脊髄損傷者に対する機能回復訓練プログラムにスポーツを取り入れ、1948 年には病院内でスポーツ大会（ストーク・マンデビル大会）を開催した。第 1 回は 16 人（男 14 人、女 2 人）のみが参加する小規模な大会だったが、1952 年にオランダが参加したことを機に、国際的な競技会（現在のパラリンピックの起源とされる障害者のスポーツ大会）として歩み始める。多くの傷痍軍人に対する戦争責任が問われたことや、イギリス初の障害者（雇用）法（1944）が制定され、障害者を職業人とすることが法的にも推進された背景もあり、グットマンの新しい試みは徐々に受け入れられていった。

1961 年には、グットマンが中心となり、障害者へのスポーツ機会の提供、振興、コーディネートを推進する英国障害者スポーツ協会（British Sport Association for the Disabled : BSAD）が設立された。しかし、同教会は脊髄損傷を中心とした団体であり、他の障害種別は関心の外に置かれていたことから、1968 年に脳性まひ者のグループは同協会を脱退し脳性まひ者スポーツ協会を設立し、他の障害種別もこの動きに追随した。こうした歴史が、競技種別の組織ではなく、現在の障害種別の組織の設立に至らせた背景である。なお、現在、この英国障害者スポーツ協会は組織として存在していない。さらに、この時代は 1972 年の隔離に反対する身体障害者連盟からの宣言や 1981 年の教育法改正での障害児の平等な教育の必要性など、障害者を排除する社会の変革を求める声が高まりつつある頃で、1981 年の国際障害者年も障害者の権利への関心を高めさせた。

1985 年、英国障害者スポーツ協会が中心となり、政府機関、障害者団体、国内統括団体が一堂に会し、障害者スポーツ振興に関する初の公式会議（マン島会議）が開催された。スポーツカウンスルの出席者は「英国障害者スポーツ協会は既にスポーツカウンスルとしての機能を果たしているにも関わらず、十分な資金が配当されていない」と指摘したが、当時のスポーツカウンスルは障害者スポーツへの介入については消極的であった。1989 年に障害者スポーツに関するはじめての報告書「能力を生かして（Building on Ability）」が発行された。この報告書には、障害者の現状と英国障害者スポーツ協会の運営のありかたも含めたさまざまな課題、さらには国内統括団体が障害者スポーツも支援すべきであるとの提言もなされた。なお、国際的には、1987 年にヨーロッパ評議会にて、障害者のスポーツ・フォー・オール憲章が採択されており、加盟国は障害者スポーツの推進に取り組む責務があるとされた時期であった。

1993 年、イギリス初の障害者スポーツに関する政策文書「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画（People with Disabilities and Sport: Policy and Current/Planned Action）」がスポーツカウンスルより発行され、「障害者スポーツを発展させるためには、各国内統括団体の支援は必須である」とメインストリーム化への考え方が示された。1995 年には、障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）が制定され、障害者に対するあらゆる差別撤廃が謳われた。この差別禁止法はスポーツにも適用され、スポーツカウンスルは、障害者のスポーツ権を法的立場から主張するようになった。しかし、2001 年実施の障害児のスポーツ参加率に関する実態調査によれば、障害者がスポーツ活動に参加できる環境が十分に整っていないことが報告されている。この報告を受け、スポーツカ

ウンシルは、地域のクラブや競技団体がもっと障害者差別禁止法を理解すべきであると説いている。

図表 E-13 英国障害者スポーツの主な歴史

| | 歴史的事項 | 補足説明 |
|------|-----------------------------|---|
| 1948 | ストーク・マンデビル大会の開催 | ストーク・マンデビル病院で大会開催 |
| 1961 | 英国障害者スポーツ協会の設立 | 世界に先駆けてスポーツ協会が設立 |
| 1968 | 脳性まひ者スポーツ協会設立 | 脊髄損傷者中心の BSAD の活動に反対し BSAD を脱会、そして脳性まひ者スポーツ協会を設立。 |
| 1976 | 英国視覚障害者スポーツ協会設立 | 脳性まひと同様の動き |
| 1978 | 英国切断者肢体不自由者スポーツ協会設立 | 脳性まひと同様の動き |
| 1980 | 英国知的障害者スポーツ協会設立 | 脳性まひと同様の動き |
| 1981 | 教育法の改正 | 障害児も平等な教育の機会が必要であると示される |
| 1985 | マン島会議の開催 | BSAD が中心となり、開催。スポーツカウンシル、障害者団体、国内統括団体が参加。 |
| 1989 | 「能力を生かして」の発行 | スポーツカウンシルに障害者スポーツの現状と今後の展望について報告する |
| 1993 | 政策文書「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」の発行 | 障害者スポーツの発展のためには、メインストリーム（競技団体による推進）が必要であると明記 |
| 1995 | 障害者差別禁止法の制定 | 障害に関わるあらゆる差別撤廃を謳う法の制定 |
| 1998 | イングランド障害者スポーツ協会設立 | イングランド地域の生涯スポーツを推進する団体。 |
| 2001 | 障害児者のスポーツ参加状況に関する調査報告 | 障害児者がスポーツに参加しない理由を明らかにした。 |
| 2003 | 英国パラリンピック委員会設立 | |
| 2004 | 障害者差別禁止法改正 | 地域のクラブが障害者を差別してはならないと示された。 |
| 2006 | ロンドン・オリンピック・パラリンピック法 | |
| 2010 | 政策文書「アクセス可能なスポーツ施設」修正版 | 2004 年に発行された障害者がスポーツ施設を利用できるためのガイドの修正版 |
| 2012 | ロンドンパラリンピック開催 | |

出典：イギリスにおける障害者スポーツ史の一考察－メインストリーム化とマン島会議（田中、2008）、障害者のスポーツの発展形態の比較研究～英国と比較して（田中、2009）より作成

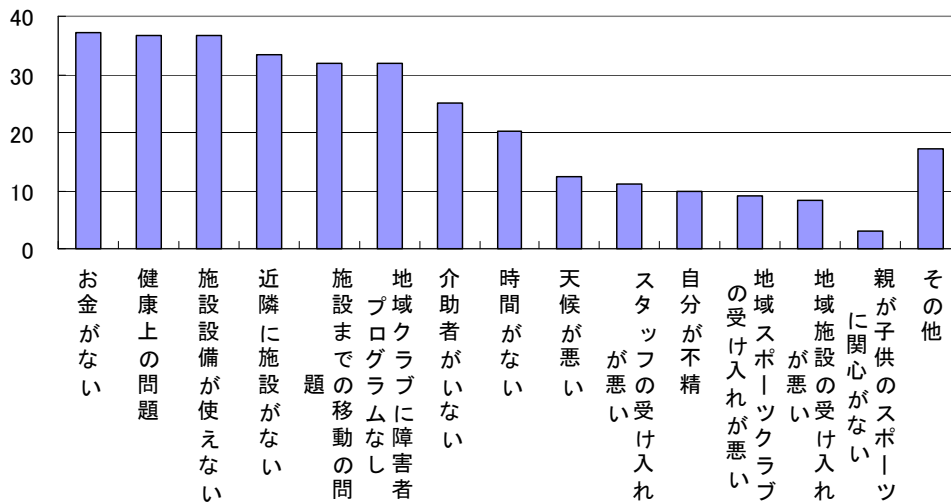
（２）障害者スポーツの現状

2001 年の国税調査では、約 20% の人が何らかの障害認定の申請をしている。イギリスにおいては、慢性的な糖尿病患者など、障害だけでなく疾患により長期に就労が難しい人も障害者差別禁止法の対象である。しかし、障害者スポーツでは、主に身体障害と知的障害が対象であり、支援対象は限定的である。

スポーツイングランドによれば、16～59 歳の障害者が 1 週間に散歩を除く運動を行う割合は 38% である。また、障害をもつ若者がスポーツに参加できない主な理由は、図表 E-14 が示すとおり、社会環境が整えば参加できうる可能性があることを示唆するものであった。一方で、成人の障害者の 34% が、健康を理由に定期的なスポーツ活動に参加していない。さらに、Collins (2004) ※によれば、障害者の約 75% が貧困層であり、社会経済状況も影響しているとの指摘もある。いずれにせよ、最新の調査では、健常者の参加率が 16～34 歳で平均 27% であるのに対し、障害者は、6.5% と低い。健常者の参加率で最も低い 55 歳以上で 7.8% と比較しても、低いという結果であった。

※ Collins Mike(2004) Driving up participation : Social inclusion, In ‘Driving up participation : the Challenge for sport’, Sport England.

図表 E-14 障害児がスポーツに参加しない理由



出典: スポーツイングランド(2001)

(3) 障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツの担当行政組織

現在、障害者のスポーツを所管しているのは、健常者同様、文化・メディア・スポーツ省である。資金は、2006年度以降、競技スポーツについては、競技スポーツを統括しているUKスポーツ、英国パラリンピック委員会（商標登録として“GB Paralympics”という表記を用いている場合もある）から、それぞれの競技の成績に応じて分配されている。原則的に国内統括団体（一部の競技は、国内統括の障害者スポーツ団体）と連携し、国際大会などへのコーチ派遣を行っているが、その程度は、連盟の資金量に依存している。特に、資金力の弱い国内統括団体の場合、障害者のスポーツ振興の資金も限られ、障害者スポーツの支援も限定的になされるなどといった課題もある。

生涯スポーツについては、2006年度以降、各地方政府のスポーツカウンシルが担当している。イングランドは、原則としてスポーツイングランドから国内統括団体へ分配され、各団体内で障害者スポーツへの資金を配分する。スポーツイングランドは、国内統括団体の資金査定の際、障害者に対してスポーツ振興をしているかどうかを査定項目としている。なお、イングランド障害者スポーツ協会の本部は、直接的に障害者スポーツ団体への資金分配は行っていない。ただし、各支部が、障害種別のスポーツ団体や国内統括団体（支部）と連携し、障害者の生涯スポーツを推進する。

2) 障害者スポーツ団体

障害種別による国内統括の障害者スポーツ団体と、競技種目別の国内統括団体が存在する。障害種別による国内統括の障害者スポーツ団体は、英国切断者肢体不自由者スポーツ協会 (British Amputee and Les Autres Sports Association)、英国視覚障害者スポーツ協会 (British Blind Sport)、英国車いすスポーツ協会 (British Wheelchair Sports Foundation)、英国脳性まひスポーツ協会 (Cerebral Palsy Sport)、英国知的障害者スポーツ協会 (UK Sports Association for People with Learning Disability) の5団体である。さらに英国障害者卓球協会 (British Table Tennis Association for the Disabled) や英国車いすバスケットボール協会 (Great Britain Wheelchair Association) のような特定の競技の国内統括の障害者スポーツ団体も存在する。一方で、英国ボート協会 (British Rowing) やイングランドサッカー協会 (The FA) などのように健常者の支援とともに障害者も支援する国内統括団体がある。国内統括団体が障害者スポーツを主体的に振興する場合、イングランドサッカー協会

などのように、障害者担当理事を置く国内統括団体もある。ただし、すべての国内統括団体が障害者担当理事を置いているとは限らない（図表 E-15）。とはいえ、それぞれが単独でスポーツ振興に努めているのではない。たとえば、英国車いすバスケットボール協会は、イングランド地域を統括するスポーツイングランドやイングランド障害者スポーツ協会の支部などと協働し、車いすバスケットボールの推進に努めている。

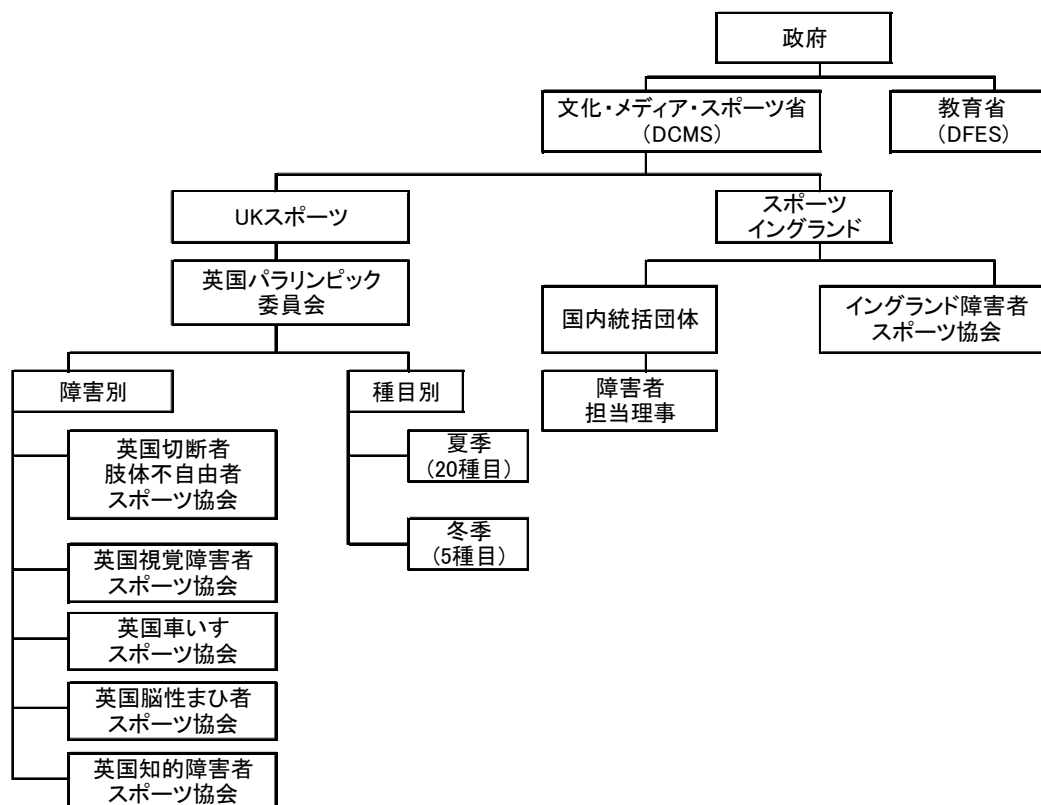
①英国パラリンピック委員会 (The British Paralympic Association:BPA)

英国パラリンピック委員会は 2003 年に設立された団体で、UK スポーツからの財源に加え、ワールドクラス・パフォーマンスプランのための国営宝くじ財源、スポンサーなどにより運営されている。パラリンピックスポーツの 20 団体（国内統括団体と、英国車いすバスケットボール協会などの特定の障害者スポーツ競技の国内統括団体）、さらに前述した障害種別による 5 つの国内統括の障害者スポーツ団体が登録団体となっている。同委員会は、パラリンピック・ポテンシャルデー (Paralympic Potential Day) を開催し、13～38 歳までの障害者がパラリンピックスポーツに触れる機会を設け、選手育成に努めている。

②イングランド障害者スポーツ協会 (English Federation of Disability Sports:EFDS)

1998 年に設立されたイングランド障害者スポーツ協会は、イングランド地域の障害者スポーツ振興に関わる団体である。障害者が居住地においてスポーツ活動が可能となるよう、9 つの支部があり、それぞれの支部にコーディネーターを配属している。コーディネーターは、スポーツイングランドに登録する国内統括団体や国内統括の障害者スポーツ団体の支部と連携し、障害者スポーツのさまざまなプロジェクトやイベントを実施している。

図表 E-15 障害者スポーツの組織構造



出典：関係者のインタビューをもとに田中暢子作成

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) 障害者とスポーツ：政策と最新行動計画

障害者スポーツ政策では、1993年の「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」が障害者スポーツにおける初の政策文書である。その後、1995年の保守党政権下の「Sport: Raising the Game」、2000年の労働党政権下の「Sporting future for All」、2002年の「Game Plan」など、イギリスのスポーツ政策において鍵となる政策文書には、いずれも障害者のスポーツ推進が明記された。また、イギリスの障害者スポーツ推進においては、障害者差別禁止法(1995)のもたらした影響は大きい。(ただし、この法は、障害者のスポーツを含めたさまざまな社会活動への機会均等には大きな影響をもたらしたが、競技スポーツの推進には十分ではないとの報告もある。)

(5) 障害者スポーツ施策・事業

1) 施設

基本的に、障害者は地域のスポーツ施設などを利用している。障害者が地域のスポーツ施設を利用できるためのガイドとして、「アクセス可能なスポーツ施設 2010年修正版」がスポーツイングランドより発行されている。このガイドの初版は、障害者差別禁止法が改正された2004年に出版されている。ちなみに2004年の障害者差別禁止法の改正では、地域のクラブは障害を理由に障害者の利用を断ってはならないと明記された。これは、1995年に障害者差別禁止法を制定したものの、図表 E-14 のグラフに示されたように多くの障害者が地域のクラブや施設を利用することに何らかの障壁を感じていたためである。この障害者差別禁止法改正により、各地域のスポーツカウンスルは、障害者がスポーツ施設のアクセスがより可能となるよう、障害者を受け入れることのできる施設のためのマニュアルを作成したのである。

マニュアルには、障害別の対応が具体的に示されている。なお、施設整備のための財源は、地方自治体の財源(たとえばノッティンガム市では、公共スポーツ施設のアクセス整備に市の予算3万ポンドを助成)や国営宝くじからの補助などで賄われている。

また、障害者が優先的に利用できる施設もある。たとえば、1982年に設立されたロンドン郊外にあるアスパイアナショナルトレーニングセンターは、脊髄損傷者を中心に考えられた施設であり、生活支援からスポーツの推進まで、幅広く事業を展開している。この施設には、25mプール、体育館、フィットネスルーム、ダンススタジオなども完備されているが、旅行やマラソン大会、キャンプなど館外のプログラムも用意されている。ちなみにプールの使用料は、利用者登録をしている者、していない者とも1回につき3.30ポンドである。

2) 指導者

英国コーチ協会(The UK Coaching)は、「平等と社会的包摂」の組織のコンセプトのもと、国内統括団体や国内統括の障害者スポーツ団体と協働して、障害者のスポーツも推進するとしている。また、地域のスポーツカウンスルと協働して、コーチングのためのカンファレンスを開催するなどの対応をしている。障害者担当理事を置く国内統括団体は、各地域のコーチの教育にも携わる。たとえば、英国ボート協会などは、障害者担当者が障害者の指導の経験をあまりもたない地域の指導者を訪ね、障害によっては必要とする器具の取り付け方を説明したり、障害の特徴を説明したりする。

2. ナショナルスタジアム

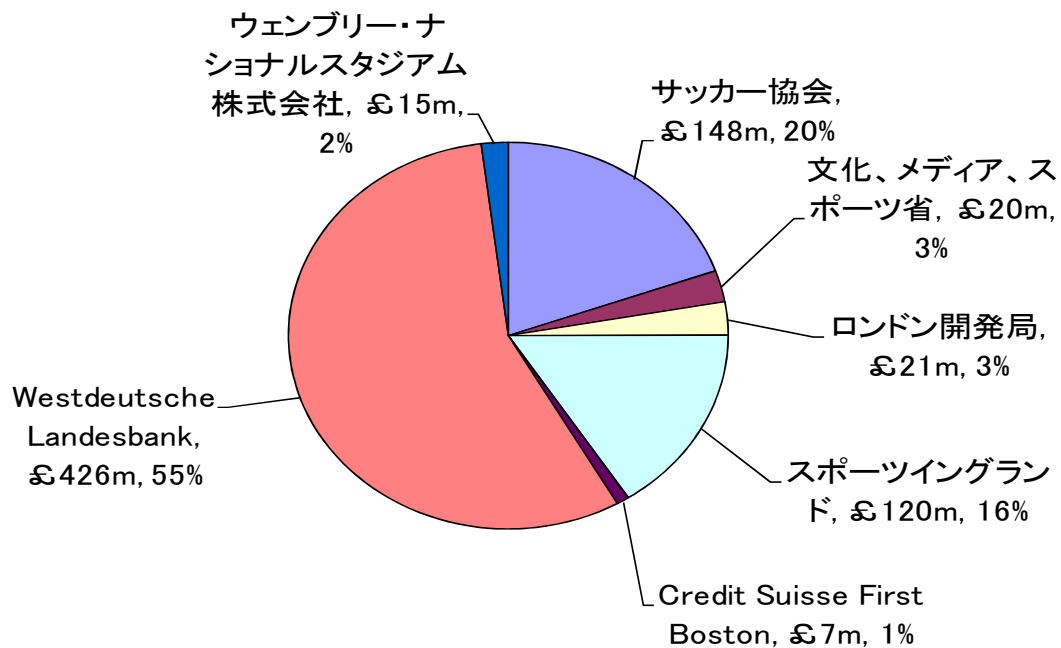
1923年のFAカップ決勝戦がこけら落としとなった旧スタジアムは、「ツインタワー」と呼ばれる2つのタワーをもつロンドンの名所でもあった。以降数々の歴史的試合の場となり、2000年に改修工事のために閉鎖、取り壊しとなった。

新ウェンブリー・スタジアムは2007年に開場した。収容能力は9万人であり、スペイン・バルセロナのカンプ・ノウに次いでヨーロッパ第2位の大きさであると同時に、屋根の着いたスタジアムとしては世界最大である。かつてのツインタワーに代わって、新ではスタジアム上部のアーチがシンボルであり、新たな観光スポットとなっている。

スタジアムの総工費は7億5,700万ポンド(約984億円)であるが、図表E-16のように56.3%はWestdeutsche Landesbankが出資し、イングランドサッカー協会が19.5%、そしてサッカー協会の子会社Wembley National Stadium 株式会社が2%出資した。公的資金として、文化・メディア・スポーツ省が2.6%、ロンドン市開発局が2.8%、スポーツイングランドが15.8%、合計21.2%を出資した。

2007年にアメリカのナショナル・フットボールリーグ(NFL)の公式戦がアメリカ大陸以外ではじめて開催され、欧州サッカー協会(UEFA)チャンピオンズリーグ2010/11の決勝戦や2012年のロンドンオリンピックのサッカー決勝戦などが開催予定である。スタジアムの直接的経営者はイングランドサッカー協会であるが、国立のスタジアムとしても機能している。

図表E-16 新ウェンブリー・スタジアムへの出資割合



出典: C&AG's Report, The English national stadium project at Wembley (HC 699, Session 2002-03), Figure 1

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

スポーツイングランドのナショナルセンター局はロンドンにあり、5つのセンターを管理している。

（1）ビシャム・アビー：Bisham Abbey National Sports Centre（Buckinghamshire）

テニスコート、ホッケー場、柔道場などを備え、94人が宿泊できる。テニスの選手育成の拠点として知られている。面積約17万m²。

（2）クリスタルパレス：Crystal Palace National Sports Centre（London）

陸上競技場、50mプールを中心とする施設。競技場には芝生のピッチもある。この他、室内陸上競技施設、バスケットボール・バドミントンのコート、ボクシング・武道の施設やプールなどがある。135人の宿泊が可能。面積約81万m²。2012年ロンドンオリンピック開催主会場のオリンピックスタジアム（2011年完成予定）に置き換えられる予定である。

（3）リレシャル：Lilleshall National Sports Centre（Shropshire）

体操場、アーチェリー場、グラウンド（芝生、人工芝）、テニスコート、体育館などを備え、200人の宿泊が可能。面積約40万m²。

（4）プラシーブレニン：Plas-y-Brenin, National Centre for the Mountain's（North Wales）

登山、クライミング、カヌーなどのトレーニング施設。スノードニア国立公園の中心にある。山岳、クライミングのコースに加え、カヌーのトレーニング用の室内プールなどもあり、65人分の宿泊施設とコテージを備える。数々の登山家やカヌーイストを輩出している。

（5）ホルムピエーレポント：Holme Pierrepont National Water Sports Centre（Nottingham）

水上スポーツの競技的施設を提供している。トレント川の脇にボートコースと人工の溪流（流れの操作可能）をつくり、気象条件が多少悪くてもトレーニングや大会などを開催できる。ヨット、ウィンドサーフィンやボートの世界選手権が開催されたこともある。人工の水面は、長さ2,125m、幅135mのレガッタコースの他、水上スキー専用プール、カヌーのスラローム用のコースなどがある。カヌーのコースは、動力を使用せず、水門の開閉具合や川底の凹凸で溪流を設定する。世界各国のトップアスリートがトレーニングに集う施設である。水面の他に、多目的体育館、トレーニングジム、キャンプ場、公園なども備えており、85人が宿泊できる。面積約109万m²。なお、このセンターは2010年に所在地のノッティンガム市に委譲された。

（6）英国スポーツ研究所（English Institute of Sport：EIS）

英国スポーツ研究所（English Institute of Sport：EIS）は、トップアスリート強化のために2002年に設立された。シェフィールドのドン・バレースタジアムに隣接した室内陸上競技場（200mトラック）などの施設を中心に、全国のスポーツ施設（ナショナルスポーツセンターなど）とネットワークを結び、選手を医科学的にサポートしている。運動生理学、動作分析、栄養指導、スポーツ心理学などの最新の知見が提供され、選手のパフォーマンス向上に役立てられている。2006年にスポーツイングランドからUKスポーツへと所有権が移動した。現在40種目以上1,500人がサービスを受けている。

V まとめ

イギリス、特にイングランドは近代スポーツの発祥地であり、それにアマチュアリズムの発祥地でもある。戦後、西欧諸国が福祉国家化する中で、スポーツ政策もその一環として取り上げられたが、イギリスは近代スポーツの発祥地にも拘わらず、スポーツは誰からも援助されることなく、自らの私財で享受するものというアマチュアリズムが災いして、スポーツ・フォー・オール政策では後進であった。しかし、高度経済成長による機械化は国民生活の省力化、食事の高栄養化を招き、体力構造が歴史上はじめて「大量摂取・少量消費」の時代に突入した。こうしたパラダイムシフト（社会の規範や価値観が劇的に変換すること）は肥満や糖尿病などの生活習慣病を増加させ、医療問題を深刻化させた。こうして国民のスポーツ参加は国（State）の健康政策としても重要な内容となった。また、高度経済成長は先進国での国民の諸権利意識を高揚させ、スポーツに参加する権利（その条件整備をすることは公共機関の義務）という「スポーツ権」を誕生させた。西欧の先進諸国における「スポーツ・フォー・オール」政策はその具現化である。こうして「西欧先進諸国＝福祉国家」は福祉の一環として「スポーツ・フォー・オール」を誕生させ、その推進母体としてネオ・コーポラティズム（政府と企業そして労働組合あるいは民間組織、住民組織との連携のもとに政策の作成、推進を意図する政治体制）の一環で非省庁公的機関のスポーツカウンシルを誕生させ、「福祉向上の手段」としてスポーツ政策を充実させてきた。

1997年に発足したブレア政権は2000年代に入ると「世界一のスポーツ立国」へ向けて、学校スポーツ、地域スポーツ、エリートスポーツ、そして障害者スポーツなどのすべてに渡って、空前の政策を推進し始めた。

ここで重要なことは、スポーツが福祉向上、具体的には国民の健康促進、地域融合等の課題、さらにスポーツ関係者の採用による雇用促進の有力な手段として位置付けられていることである。そしてエリートスポーツはイギリスのナショナリズムである「活力あるイギリス」の推進を担っている。

ここで、ネオ・コーポラティズムの結果として生まれたスポーツカウンシルに政策策定、予算執行、政策推進の実際を委ねている。スポーツ連盟やスポーツクラブとの関連においては、厳密な会計監査が6ヵ月ごとに行われ、業績が評価されて、次年度の補助額も決定される。スポーツ団体は、いまだに強い自治意識を保持しており、かつて1980年のモスクワオリンピック時に、サッチャー政権下でボイコット圧力に抗して参加した経緯からも明らかである。

いずれにしても、「世界一のスポーツ立国」政策の中では、国の多大な援助にスポーツ団体も全面的に呼応して、国とスポーツ団体が一体となってその政策を推進している。そうした状況の中、2005年にロンドンオリンピックの2012年開催が決定した。これによって、イギリスはオリンピック・レガシーのスローガンのもとに、オリンピックで残すべき遺産として国民のスポーツ参加の向上にいつそうの努力を払っている。

【 参考文献・資料 】

- Adam Lewis, Jonathan Taylor, Adrian Parkhouse, Challenge in the courts to the actions of sports governing Bodies, Sport:Law and Practice(2003), Butterworths
- British Olympic Association (2009a), Annual Review 2008, British Olympic Association.
- British Olympic Association (2009b), Our Vision for the BOA, British Olympic Association.
- Charity Commission (2011a). Charity Overview: Womens' Sport and Fitness Foundation, Charity Commission.
<http://www.charitycommission.gov.uk/Showcharity/RegisterOfCharities/PrintReport.aspx?RegisteredCharityNumber=1060267&ReportType=COLOUR>
- Charity Commission (2011b), Charity Overview: Youth Sport Trust, Charity Commission.
<http://www.charity-commission.gov.uk/Showcharity/RegisterOfCharities/PrintReport.aspx?RegisteredCharityNumber=1086915&ReportType=COLOUR>
- Charity Commission (2011c), Summary Information Return 2010: the National Coaching Foundation, Charity Commission. http://www.charity-commission.gov.uk/SIR/ENDS54/0000327354_SIR_10_E.PDF
- Charity Commission (2011d), Summary Information Return 2010: Youth Sport Trust, Charity Commission.
http://www.charity-commission.gov.uk/SIR/ENDS15/0001086915_SIR_10_E.PDF
- Collins MF (2003), Sport and Social Exclusion, London: Routledge.
- CPSU(2002) Standards for Safeguarding and Protecting Children in Sport,2nd version.
- Department for Culture, Media and Sport (2008), Playing to Win: A New Era for Sport, DCMS.
- Department for Culture, Media and Sport (2010), Resource Accounts 2009-10, Stationary Office.
- Downward, P. (2010), Market segmentation and the role of the public sector in sports development, In B. Houlihan and M. Green (eds), Routledge Handbook of Sports Development, Routledge, pp. 542-556.
- English Federation of Disability Sport (EFDS) (2004) Official website,
<http://www.efds.net/index.php?incpage=content/publications/inceventsstrategy.php>, accessed on July 9.
- 英国コーチ協会(2009)「平等と包含」<http://www.sportscoachuk.org/index.php?PageID=2&sc=7&uid=>
- 江島晶子(2002)『人権保障の新局面ーヨーロッパ人権条約とイギリス憲法の共生』日本評論社。
- HM Treasury (2010), Budget 2010, The Stationary Office.
- Henry, I. (2001), The Politics of Leisure Policy 2nd Edition, Palgrave.
- Houlihan, B. and White, A. (2002), The Politics of Sports Development: Development of sport or development through sport?, Routledge.
- 国際身体障害者スポーツ大会運営委員会(1965)『パラリンピック東京大会報告』国際身体障害者スポーツ大会運営委員会。 http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/handicap/jsad/z16002/z1600201.html#1_02_01, accessed on Feb 10, 2011.
- Mark James(2010),Sports Law, Palgrave
- Mintel (2007), Health and Fitness Clubs, Mintel International Group.
- 森克己(2004)「イギリス 1998 年人権法とスポーツ」『日本スポーツ法学会年報第 11 号』、76-82 頁。
- 森克己(2006)「イギリスにおけるスポーツメディアへの法的規制とユニバーサル・アクセス権」『日本スポーツ法学会年報第 13 号』、69-80 頁。
- 森克己(2009)「イギリスにおけるスポーツ団体のチャイルド・プロテクションについて」『日本スポーツ法学会年報第 16 号』、95-107 頁。
- 中村祐司(2006),『スポーツの行政学』、成文堂。
- 日本体育協会(2010)『平成 21 年度財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導者海外調査研修事業報告書』、日本体育協会。
- Northern Ireland Executive (2007), Budget 2008-2011, Northern Ireland Executive.
- Robinson, L. (2004), Managing Public Sport and Leisure Services, Routledge.

- Sports Council (1993), People with Disabilities and Sport: Policy and Current/ Planned Action, London: Sports Council.
- Sport England (2001), Disability Survey 2000: Young People with a Disability & Sport: Headline Findings. London: Sport England.
- Sport England (2001), Adult with a disability and sport national survey 2000-2001, London: Sport England
- Sport England (2008), Sport England Strategy 2008-2011, Sport England.
- Sport England (2009), Active People 4, London: Sport England.
- Sport England (2009), Sport England funding for 2009-2013: Sport by Sport, Sport England.
- Sport England (2010), Sport England Annual Report and Accounts, Stationary Office.
- Sport England (2010)「アクセス可能なスポーツ施設」 London: Sport England.
- Sport Northern Ireland (2008a), Sports Council for Northern Ireland Exchequer Account 2007-2008, Sport Northern Ireland.
- Sport Northern Ireland (2008b), Sports Council for Northern Ireland Lottery Distribution Account 2007-2008, Sport Northern Ireland.
- Sport Scotland (2009), Rising to the challenge: Annual Review 2008/09, Sport Scotland.
- Sport Wales (2010), Accounts Document 2009/10, Sport Wales.
- 高橋雅夫(2001)「EUにおける放送政策とスポーツ」『日本スポーツ法学会年報第8号』、105-113頁。
- The National Coaching Foundation (2011), Financial Statements, The National Coaching Foundation.
- The Scottish Government (2008), Scottish Budget: Draft Budget 2009-10, The Scottish Government.
- 田中暢子(2007)「イングランドの知的障害アスリートに対するスポーツ政策の影響- メインストリームを实践するサッカー協会と卓球協会の事例研究から」『社会福祉学 47(4)』、71-83頁。
- 田中暢子(2007)「質的スキームを活用する公的スポーツ施設、指定管理者制度」
- 田中暢子(2008)「イギリスにおける障害者スポーツ史の一考察-メインストリーム化とマン島会議-」『スポーツ史学会 於:福島大学』
- 田中暢子(2009)「障害者のスポーツの発展形態の比較研究~英国と比較して」『日本スポーツ社会学会 於:関西大学』
- 田中耕一郎(2005)障害者運動と価値形成~日英の比較から, 東京:現代書館
- Thomas Nigel and Smith Andy (2009), Disability, Sport and Society, Routledge: London.
- 内海和雄 (2003)『イギリスのスポーツ・フォー・オール』、不昧堂出版。
- 内海和雄 (2009)『『世界最高のスポーツ立国』へ挑むイギリスのスポーツ政策(前編)』『体育科教育 2010年1月号』、74-77頁。
- 内海和雄 (2010)、『『世界最高のスポーツ立国』へ挑むイギリスのスポーツ政策(後編)』、『体育科教育 2010年2月号』、67-69頁。
- UK Anti-Doping (2010), Annual Report 2009/2010, UK Anti-Doping.
- UK Sport (2010), Annual Report 09/10, UK Sport.
- Welsh Assembly Government (2008), Final Budget 2009-2010, Welsh Assembly Government.
- Womens' Sport and Fitness Foundation(2011), Report and Financial Statements, Charity Commission.
http://www.charitycommission.gov.uk/ScannedAccounts/Ends67/0001060267_ac_20100331_e_c.pdf
- 山本真由美(2008)『『先進スポーツ国家』へ? -イギリスのエリートスポーツ政策の分析』『Japanese Journal of Elite Sports Support, Vol. 1』、1-11頁。
- Youth Sport Trust (2011), The Financial Statements, Charity Commission.
http://www.charity-commission.gov.uk/ScannedAccounts/Ends15/0001086915_ac_20100331_e_c.pdf